【案】

第４期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画

【令和９年度～令和１３年度】

令和９年３月

守谷市・守谷市社会福祉協議会

はじめに

※守谷市長・守谷市社会福祉協議会会長あいさつ文を追加予定

目次

第１章　計画策定に当たって 1
第１節　｜　計画策定の趣旨 2
１．計画策定の趣旨 2
２．地域福祉とは 2
３．地域福祉計画・地域福祉活動計画とは 3
４．地域福祉に関する国、茨城県の動向 4
第２節　｜　関連計画との関係 5
第３節　｜　計画の期間 6
第４節　｜　計画の策定体制 7
（１）守谷市地域福祉推進委員会 7
（２）守谷市地域福祉計画検討委員会 7

第２章　地域福祉に関する現状と課題 8
第１節　｜　統計データからみえる現状 9
１．人口や世帯の状況 9
（１）人口・世帯数 9
（２）地区別人口 11
（３）将来人口の推計 12
２．支援を必要とする市民の状況 13
（１）高齢者の状況 13
（２）障がいのある人の状況 15
（３）母子保健と子育て家庭の状況 17
（４）生活保護の状況 18
（５）外国籍市民の状況 19
３．地域の状況 20
（１）自治会・町内会の状況 20
（２）まちづくり協議会の状況 20
（３）社会福祉協議会の状況 21
（４）ボランティアの状況 22
第２節　｜　市民アンケート調査からみえる現状 23
（１）地域活動への参加 23
（２）高齢者への声かけや見守り 23
（３）介護予防のための活動 24
（４）子育てに関する悩みや不安 24

第３節　｜　第３期計画の推進状況 26
第４節　｜　本計画で取り組むべき課題 28

第３章　施策の展開 31
第１節　｜　施策の推進に当たって 32
第２節　｜　施策体系 33
基本目標１　支え合い助け合う地域づくり 34
基本施策１　｜　人材の確保・育成 35
基本施策２　｜　活動団体への支援 36
基本施策３　｜　支え合いのネットワークの構築 37
基本目標２　生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり 39
基本施策１　｜　健康づくりと介護予防の推進 40
基本施策２　｜　社会参加への支援 41
基本施策３　｜　生きがいづくりと多世代交流 42
基本目標３　安心して暮らせる地域づくり 44
基本施策１　｜　福祉サービスの充実 45
基本施策２　｜　相談体制・広報の充実 46
基本施策３　｜　安全・安心な生活環境づくりの推進 48
守谷市再犯防止推進計画 49
基本施策４　｜　権利擁護の推進 50
守谷市成年後見制度利用促進基本計画 52

第４章　計画の推進 55
第１節　｜　計画の進行管理 56

資　料　編 57
１．計画の策定経過 58
２．守谷市地域福祉推進委員会 58
（１）守谷市地域福祉推進委員会設置要綱 58
（２）委員名簿（令和〇年〇月〇日現在） 61
３．守谷市地域福祉計画検討委員会 62
（１）守谷市地域福祉計画検討委員会設置要綱 62
（２）委員名簿（令和〇年〇月〇日現在） 64

障がいの表記について

市では、「障がい」を人の個性の一部として積極的に捉えようとする考え方に立ち、「害」の文字のマイナスイメージを払しょくしたいとの思いで、「障害」を「障がい」と表記しています。

障がいのある人を取り巻く問題は多様ですが、本人やその家族の努力だけではなく、むしろその人を取り巻く社会のあり方によって変わっていくということを深く受け止め、ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の実現を目指していきたいと考えています。

第１章　計画策定に当たって

第１節　｜　計画策定の趣旨
第２節　｜　関連計画との関係
第３節　｜　計画の期間
第４節　｜　計画の策定体制

第１節　｜　計画策定の趣旨

１．　計画策定の趣旨

日本人の出生数は、令和 6 年に統計調査開始以来初めて 70 万人を割り込み、続く令和 7 年も出生数 67 万 1,236 人、合計特殊出生率 1.14 といずれも過去最低を記録するなど、人口減少が加速しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、我が国の生産年齢人口は 2020 年から 2050 年までの 30 年間で約 2,000 万人も減少するなど、人手不足は今後一層深刻になることが予測されています。これらに伴い、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立といった課題が顕在化するとともに、担い手・働き手の不足など、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。

そうしたなか、本市では、令和 4 年 3 月に策定した「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とする「第 3 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第 3 期計画」という。）」に基づいて、地域の課題を地域の全ての人が「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、この課題を解決していけるように、様々な人々による支え合いや助け合いのための体制づくりを推進してきました。

この流れを絶やすことなく、地域に暮らす一人ひとりが主体的に参画し、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて「第 4 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第 4 期計画」という。）」を策定しました。

２．　地域福祉とは

地域福祉とは、市民が住み慣れた地域で、誰もが安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、地域に関わる全ての人が主役となって、共に支え合い助け合い、幸せに暮らすことができる地域づくりです。

そのためには、身近な地域を中心に「市民・地域」、「市」、「社会福祉協議会」など多様な主体が共に考え、参加し、互いに協力して、それぞれの強みを生かしながら協働できる仕組みを築くことが大切です。

３．　地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画とは、地域福祉を総合的・計画的に進めるために市町村が策定する計画で、社会福祉法第 107 条に規定されており、地域福祉を推進するための指針となっています。

また、地域福祉活動計画とは、社会福祉法第 109 条に位置付けられた市町村社会福祉協議会が中心となり具体的な福祉活動をとりまとめた民間計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において、地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定に当たっては、策定過程から市と社会福祉協議会が現状や課題を共有し、それぞれの特性を生かして一体的に推進するため、第４期計画においても両計画を一体的に策定しました。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
6　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4　前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

４．　地域福祉に関する国、茨城県の動向

国においては、複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、住民が様々な課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築する「地域共生社会」の実現を推進しています。これに伴い、社会福祉法の改正による包括的な支援体制の構築等、誰もが地域で共に生きるための法整備や施策が進められています。

一方、茨城県は、少子高齢化や人口減少の加速、それに伴う地域福祉の担い手・働き手の不足といった社会情勢の変化を踏まえ、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間を期間とする「茨城県地域福祉支援計画（第５期）」を策定しました。この計画では、「全ての人々が地域の一員として参画し、共に支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」を基本目標に掲げ、「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ、支え合いを担う「人材づくり」へのチャレンジ、福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジという３つを柱に、市町村の取組を広域的に後押しするという方針が示されています。

本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画は、これら国や茨城県の福祉施策の大枠の動向と連携し、本市の実情に即した具体的な施策を展開するための指針として位置付けるものです。

【地域共生社会のイメージ図】

地域共生社会とは、高齢者や障がい者、子どもなど全ての人が「支え・支えられる」関係で役割を持ち、自分らしく暮らせる社会です。従来の分野ごとの「縦割り」を超え、地域全体でつながり支え合うことが必要となります。



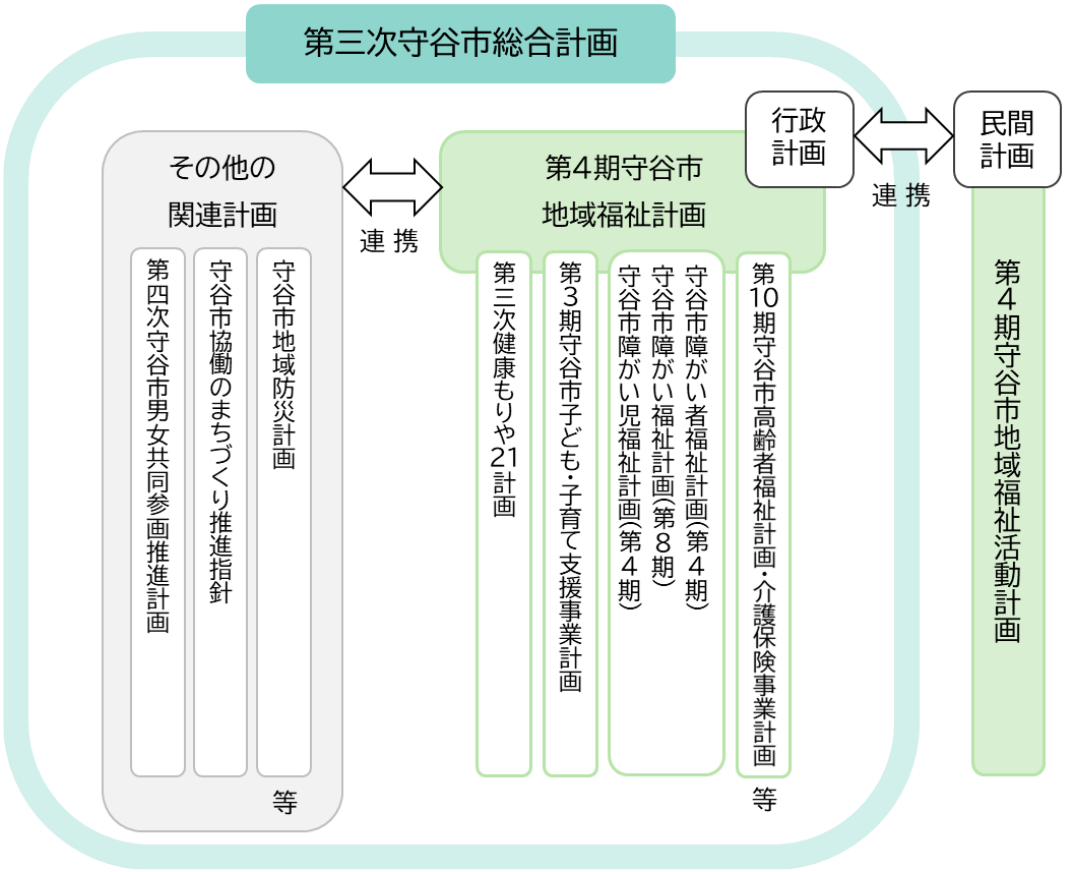
資料：厚生労働省資料を基に作成

第２節　｜　関連計画との関係

「第 4 期守谷市地域福祉計画」は、市の最上位の計画である「第三次守谷市総合計画」を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進するものです。

また、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、「守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」という一体の計画として策定することで、地域福祉を取り巻く現状や課題、施策の展開についても共有し、それぞれの特性を生かしながら地域福祉を一体的に推進します。

【計画の位置付け】



※「第 4 期守谷市地域福祉計画・守谷市地域福祉活動計画」は、「守谷市成年後見制度[1]利用促進基本計画」及び「守谷市再犯[2]防止推進計画」を包含します。

[1] 成年後見制度：判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するために、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。

[2] 再犯：一般に、罪を犯して刑罰を受けたものが、再び罪を犯すこと。

第３節　｜　計画の期間

第 4 期計画の期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

ただし、第 4 期計画の策定後に制度や事業が変わり計画の修正が必要になった場合又は国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

<table>
<tr><td rowspan="2">主な関連計画</td><td colspan="10">年度</td></tr>
<tr><td>2022
令和4</td><td>2023
令和5</td><td>2024
令和6</td><td>2025
令和7</td><td>2026
令和8</td><td>2027
令和9</td><td>2028
令和10</td><td>2029
令和11</td><td>2030
令和12</td><td>2031
令和13</td></tr>
<tr><td>守谷市総合計画</td><td colspan="10">第三次基本構想（令和4～令和13）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">第三次前期基本計画（令和4～令和8）</td><td colspan="5">第三次後期基本計画（令和9～令和13）</td></tr>
<tr><td>守谷市地域福祉計画・
守谷市地域福祉活動計画</td><td colspan="5">第３期計画（令和4～令和8）</td><td colspan="5">第４期計画（令和9～令和13）</td></tr>
<tr><td>守谷市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画</td><td colspan="2">第８期
（令和3～令和5）</td><td colspan="3">第９期（令和6～令和8）</td><td colspan="3">第１０期（令和9～令和11）</td><td></td></tr>
<tr><td>守谷市障がい者福祉計画</td><td colspan="2">第３期
（平成30～令和5）</td><td colspan="6">第４期（令和6～令和11）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">守谷市障がい福祉計画・
守谷市障がい児福祉計画</td><td colspan="2">第６期
（令和3～令和5）</td><td colspan="3">第７期（令和6～令和8）</td><td colspan="3">第８期（令和9～令和11）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">第２期
（令和3～令和5）</td><td colspan="3">第３期（令和6～令和8）</td><td colspan="3">第４期（令和9～令和11）</td><td></td></tr>
<tr><td>守谷市子ども・
子育て支援事業計画</td><td colspan="3">第２期（令和2～令和6）</td><td colspan="5">第３期（令和7～令和11）</td><td></td></tr>
<tr><td>健康もりや21計画</td><td colspan="10">第三次（令和4～令和13）</td></tr>
</table>

第４節　｜　計画の策定体制

地域福祉計画については、「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」（社会福祉法第 107 条第 2 項）とされており、本市では以下の各種委員会での協議やパブリック・コメントを経て計画の策定を行いました。

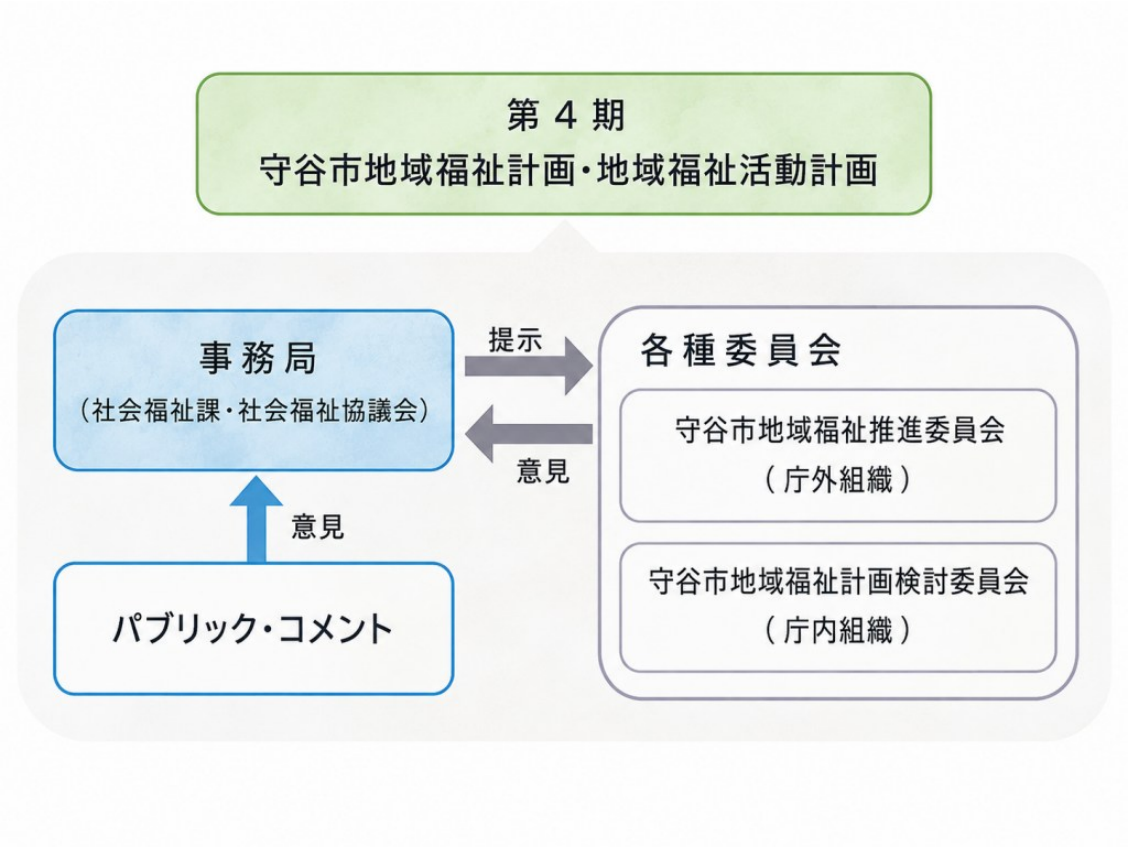
（１）守谷市地域福祉推進委員会

市民が参画する「守谷市地域福祉推進委員会」において、地域福祉計画策定のための審議・検討を行いました。

（２）守谷市地域福祉計画検討委員会

庁内の関係部署社会福祉協議会の職員を構成員とする「守谷市地域福祉計画検討委員会」において、地域福祉計画策定のための審議・検討を行うとともに、各担当部門との連携・調整を行いました。

【計画の策定体制のイメージ図】



第２章　地域福祉に関する現状と課題

第１節　｜　統計データからみえる現状
第２節　｜　市民アンケート調査からみえる現状
第３節　｜　第３期計画の推進状況
第４節　｜　本計画で取り組むべき課題

第１節　｜　統計データからみえる現状

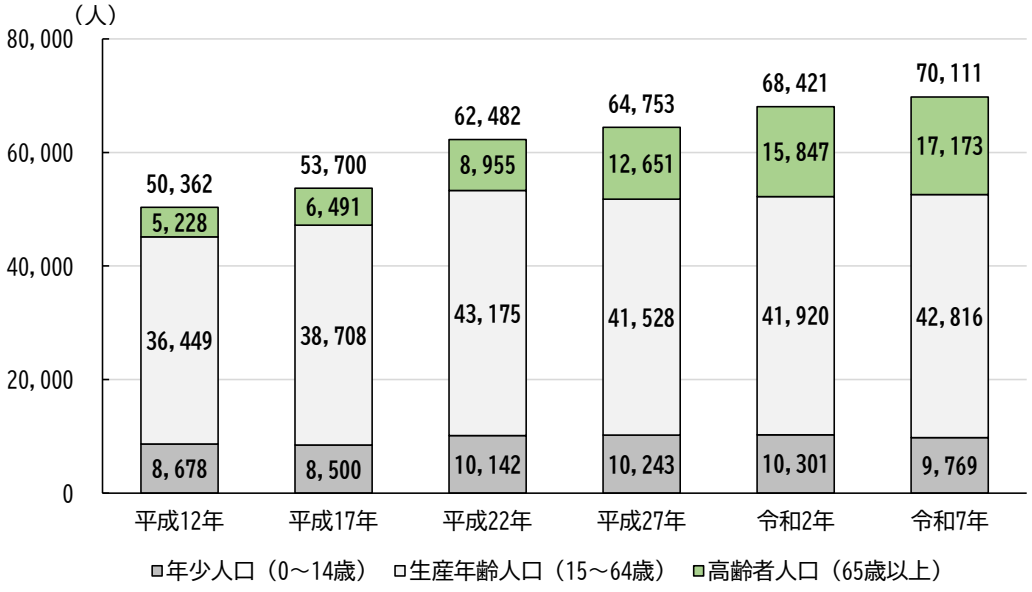
１．　人口や世帯の状況

（１）人口・世帯数

本市の人口は、平成 12 年の 50,362 人から一貫して増加を続けており、令和 7 年には 70,111 人に達しています。世帯数についても同様に増加傾向にあり、平成 12 年の 16,409 世帯から令和 7 年には 29,803 世帯へと大きく増加しました。一方で、1 世帯当たりの人員は、平成 12 年の 3.1 人から令和 7 年には 2.4 人へと減少しており、単身世帯や核家族化といった世帯の小規模化が顕著に進行していることがうかがえます。

年齢 3 区分別の人口構造を見ると、年少人口（0～14 歳）の割合が平成 12 年の 17.2%から令和 7 年には 14.0%へと低下し、生産年齢人口（15～64 歳）の割合も 72.4%から 61.4%へと低下しています。これに対して、高齢者人口（65 歳以上）は平成 12 年の 10.4%から、令和 7 年には 24.6%へと大幅に増加しています。

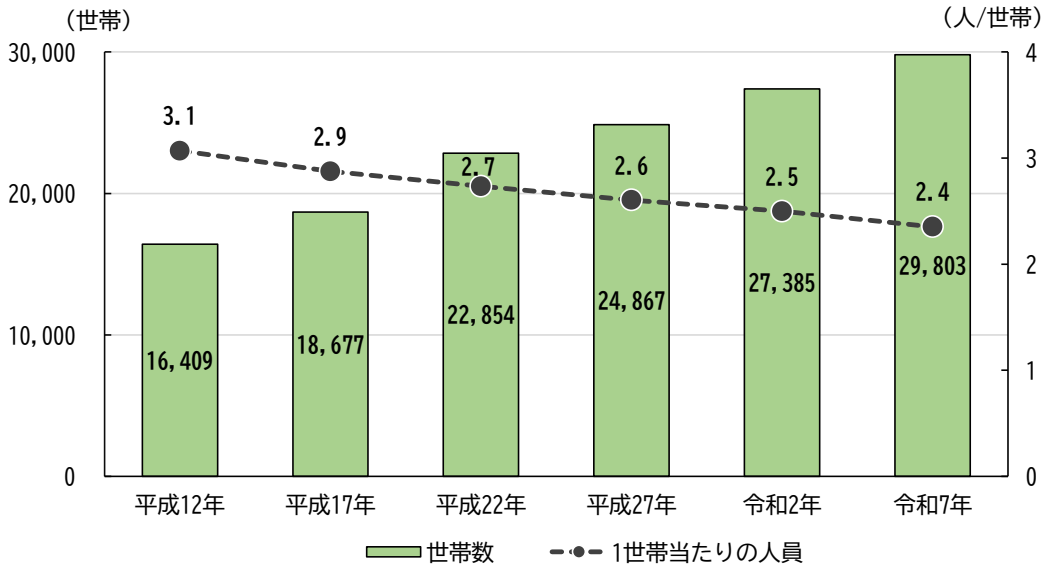
【総人口と年齢３区分別人口の推移】



資料：常住人口[3]調査(各年 10 月 1 日現在)
総人口には「年齢不詳」を含むため、３区分別人口の合計と一致しない。

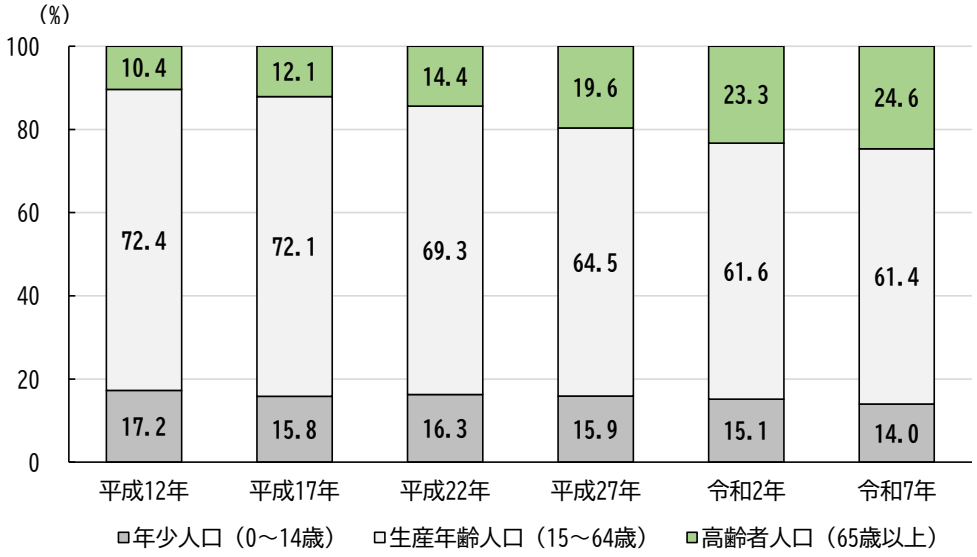
[3] 常住人口：国勢調査の間における、市町村の人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、国勢調査における人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計しているもの。

【世帯数と１世帯当たりの人員の推移】



資料：常住人口調査(各年 10 月 1 日現在)

【年齢３区分別人口割合の推移】



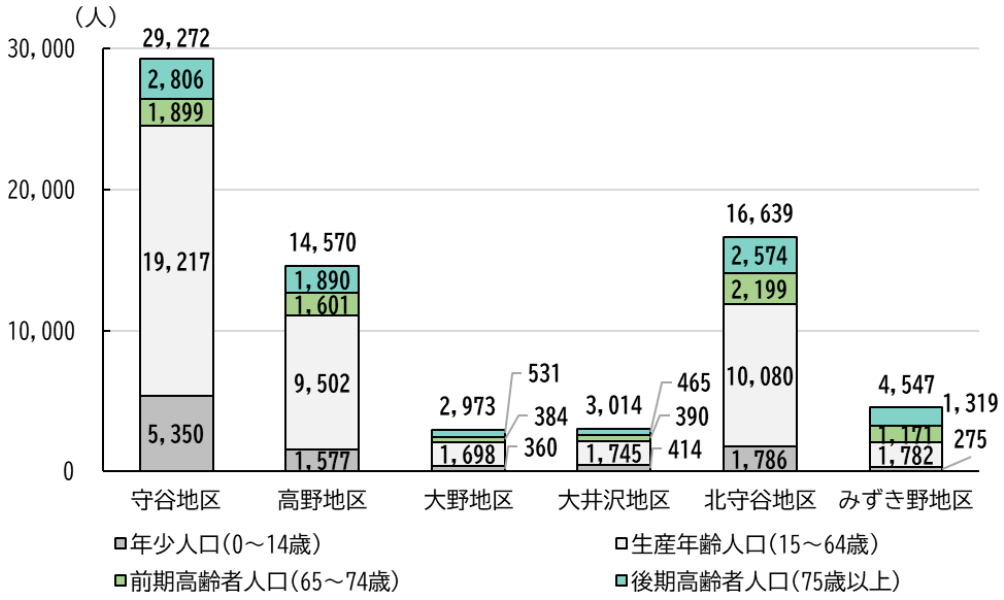
資料：常住人口調査(各年 10 月 1 日現在)
年齢不詳を除いて集計している。

（２）地区別人口

地区別の人口を見ると、守谷地区が 29,272 人で最も多く、次いで北守谷地区 16,639 人、高野地区 14,570 人の順となっており、これら 3 地区で市全体の人口の 8 割以上を占めています。

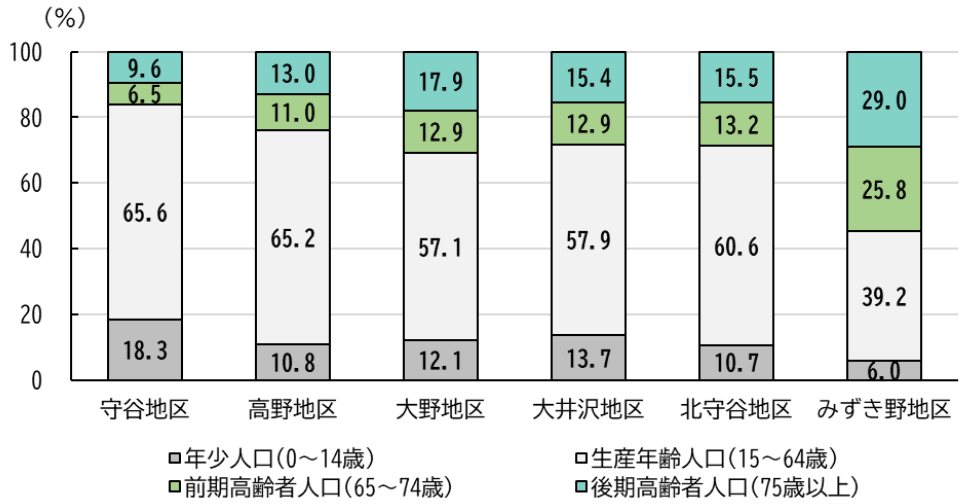
一方で高齢化の状況を地区別で見ると、守谷地区を除く全ての地区で後期高齢者（75 歳以上）の割合が 1 割を超えています。

【地区別・年齢別人口】



資料：住民基本台帳人口（令和 8 年 4 月 1 日現在）

【年齢別人口割合】



資料：住民基本台帳人口（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（３）将来人口の推計

※第三次守谷市総合計画　後期基本計画と整合を図ります。

２．　支援を必要とする市民の状況

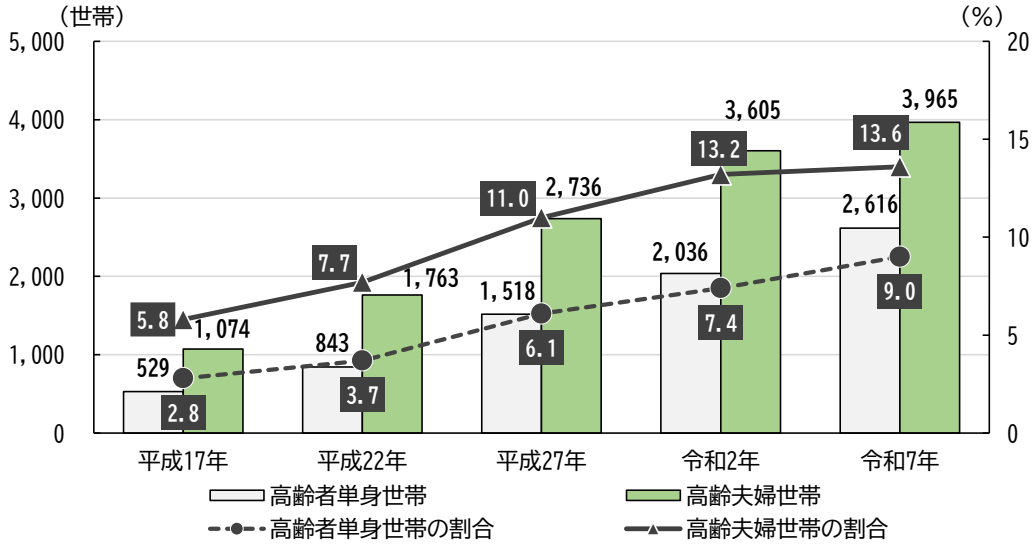
（１）高齢者の状況

①　高齢者のみの世帯の状況

高齢者のみの世帯の状況を見ると、令和７年現在、高齢者単身世帯[4]は 2,616 世帯（一般世帯に占める割合 9.0%）、高齢夫婦世帯[5]は 3,965 世帯（同 13.6%）となっています。平成 17 年と比較すると、高齢者単身世帯数は約 4.9 倍（2,087 世帯増）、高齢夫婦世帯数は約 3.7 倍（2,891 世帯増）へと、いずれも急激に増加しています。

世帯数だけでなく一般世帯に占める割合も一貫して上昇を続けており、両世帯を合わせると市内の全世帯の 2 割以上（22.6%）が高齢者のみの世帯となっています。

【高齢者のみの世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

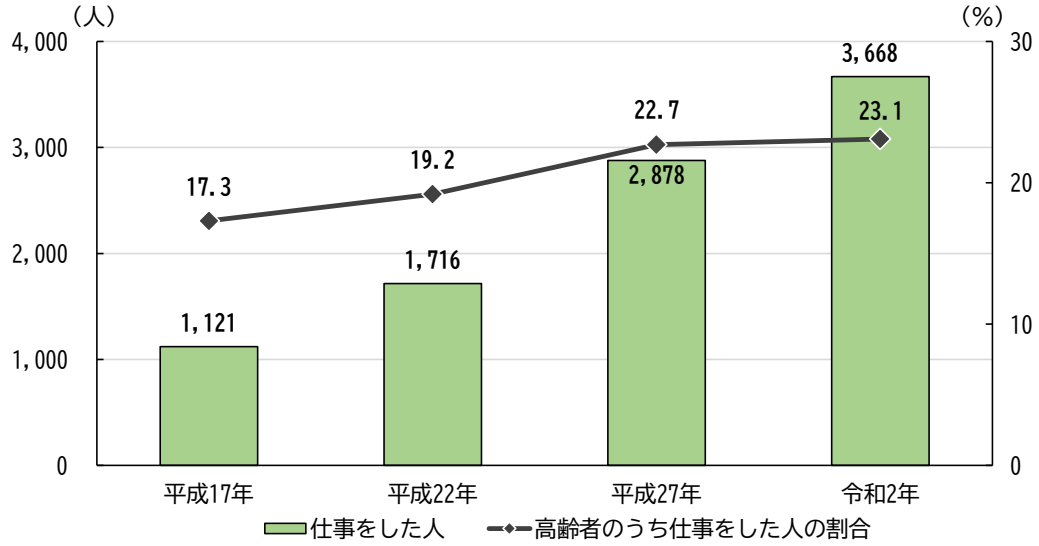
[4] 高齢者単身世帯：65 歳以上の高齢者の単独世帯。

[5] 高齢夫婦世帯：65 歳以上の夫と 60 歳以上の妻のみの世帯。

② 高齢者の就労状況の推移

高齢者の就労状況の推移を見ると、過去一年のうちに仕事をした高齢者の数は一貫して増加傾向にあり、令和 2 年には 3,668 人に達しています。これは平成 17 年の 1,121 人と比較すると、15 年間で 3 倍以上（2,547 人増）に拡大したことになります。高齢者人口に占める仕事をした人の割合をみても同様に上昇を続けており、平成 17 年の 17.3%から令和 2 年には 23.1%へと上昇しています。

【高齢者の就労状況の推移】

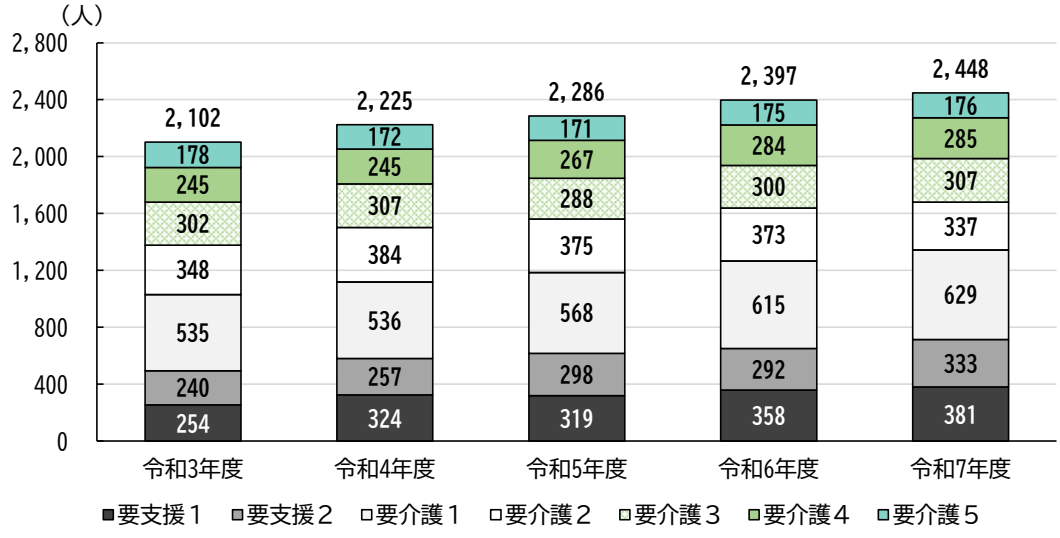


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③ 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、総数では令和 3 年度の 2,102 人から令和 7 年度には 2,448 人へと、4 年間で 346 人増加しており、高齢者人口の伸びに伴って認定者数も着実に増加しています。令和 7 年度末の内訳を見ると、要支援 1～要介護 2 の軽度者が 1,680 人（全体の約 68.6%）、要介護 3 の中度者が 307 人（同 12.5%）、要介護 4～5 の重度者が 461 人（同 18.8%）となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

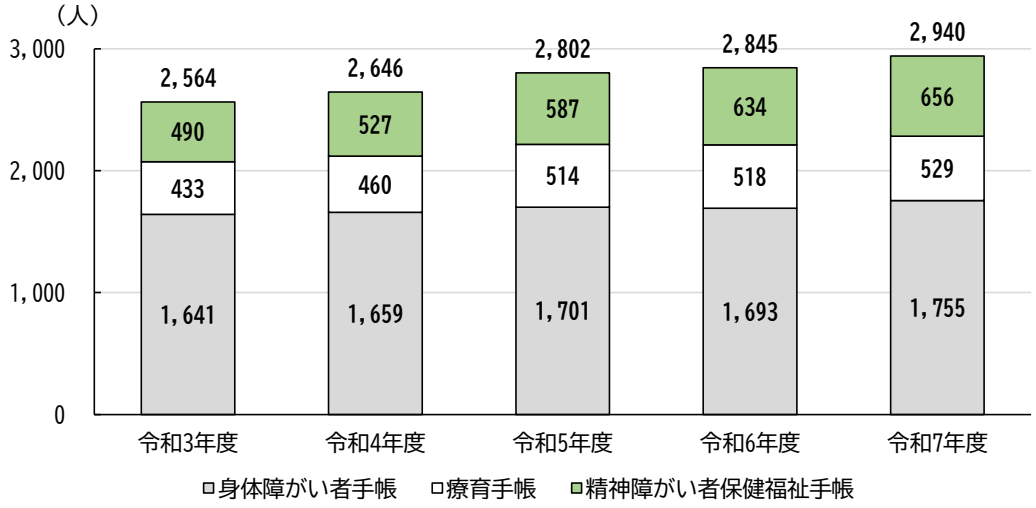
（２）障がいのある人の状況

① 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者の状況を見ると、手帳所持者の総数は年々増加傾向にあり、令和3年度の2,564人から令和7年度には2,940人へと、4年間で376人増加しています。

手帳の種類別の推移を見ると、精神障がい者保健福祉手帳の所持者が令和3年度の490人から令和7年度には656人（166人増）へと最も大きく増加しており、次いで療育手帳の所持者も433人から529人（96人増）へと増加しています。一方で、手帳所持者の中で最も大きな割合を占める身体障がい者手帳の所持者は、令和3年度の1,641人から令和7年度には1,755人（114人増）へと増加を続けていますが、その増え方はほかの手帳所持者よりもゆるやかなものとなっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】

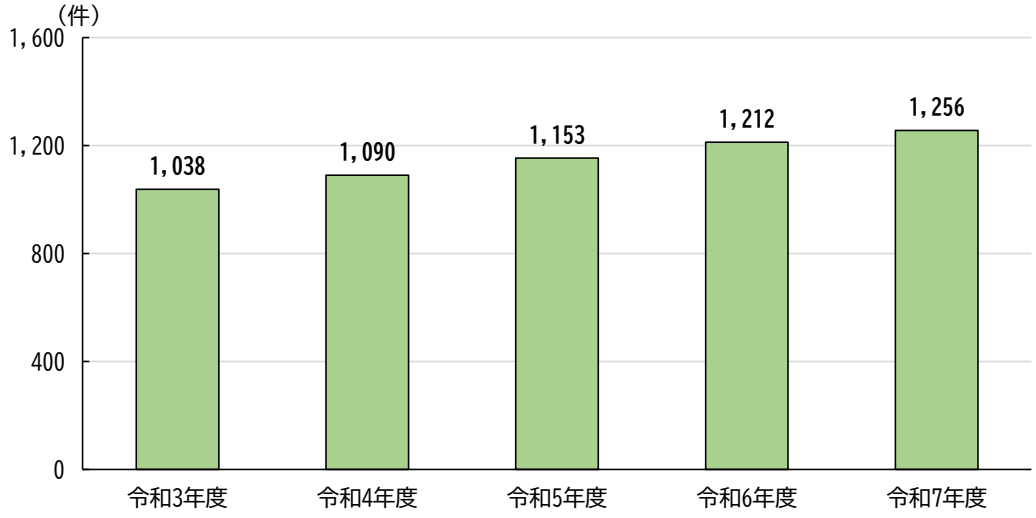


資料：
身体障がい者手帳：健幸長寿課(各年度末現在)
療育手帳：健幸長寿課(各年度末現在)
精神障がい者保健福祉手帳：茨城県精神保健福祉センター(各年度末現在)

② 自立支援医療受給者証の発行件数の状況

自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数を見ると、令和 7 年度末現在、1,256 件となっています。令和 3 年度（1,038 件）から一貫して増加しており、令和 3 年度と比較すると 218 件の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数の推移】



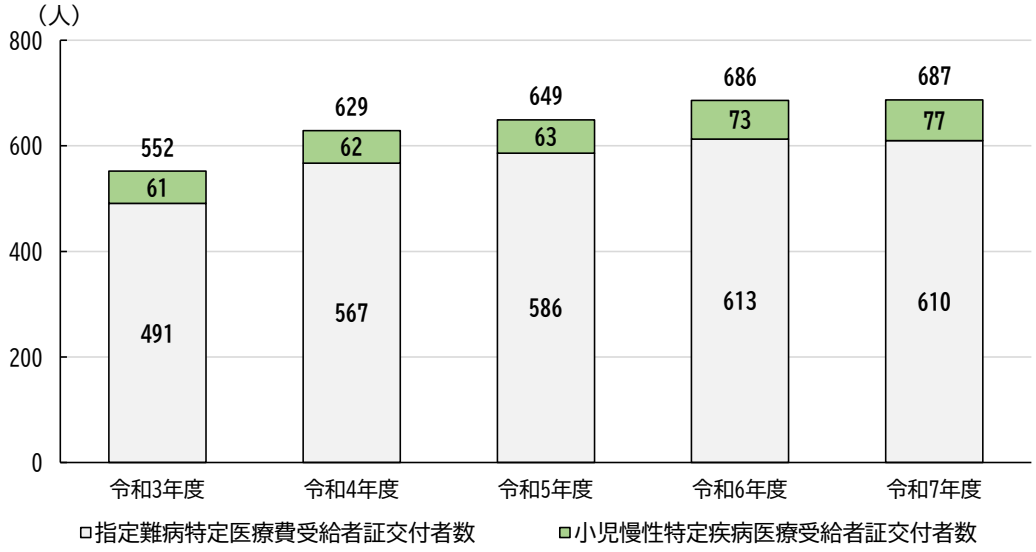
資料：茨城県精神保健福祉センター（各年度末現在）

③ 難病患者の状況

本市の難病患者の状況を見ると、令和 7 年度末現在、指定難病特定医療費受給者証交付者数は 610 人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者数は 77 人となっています。

近年の動向を見ると、指定難病特定医療費受給者証の交付者数は令和 3 年度（491 人）から令和 6 年度（613 人）まで増加が続いていましたが、令和 7 年度は 610 人とほぼ横ばいとなっています。小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者数は令和 3 年度の 61 人から令和 7 年度の 77 人へとゆるやかな増加傾向にあります。

【難病患者の推移】



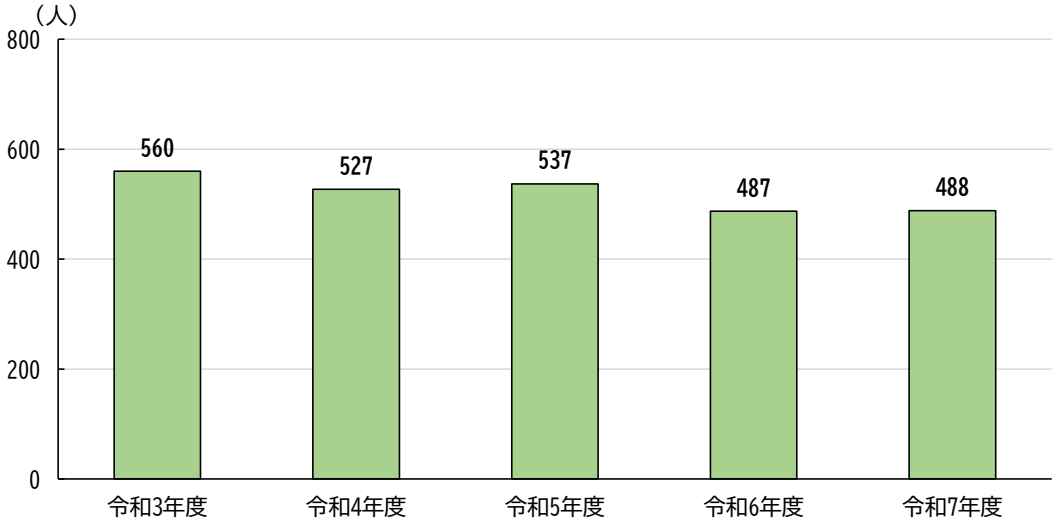
資料：竜ケ崎保健所（各年度末現在）

（３）母子保健と子育て家庭の状況

① 母子健康手帳交付者数の推移

本市の母子健康手帳交付者数の状況を見ると、全体としては減少傾向にあり、令和 7 年度は 488 人と 4 年間で 72 人の減少となっています。

【母子健康手帳交付者数の推移】

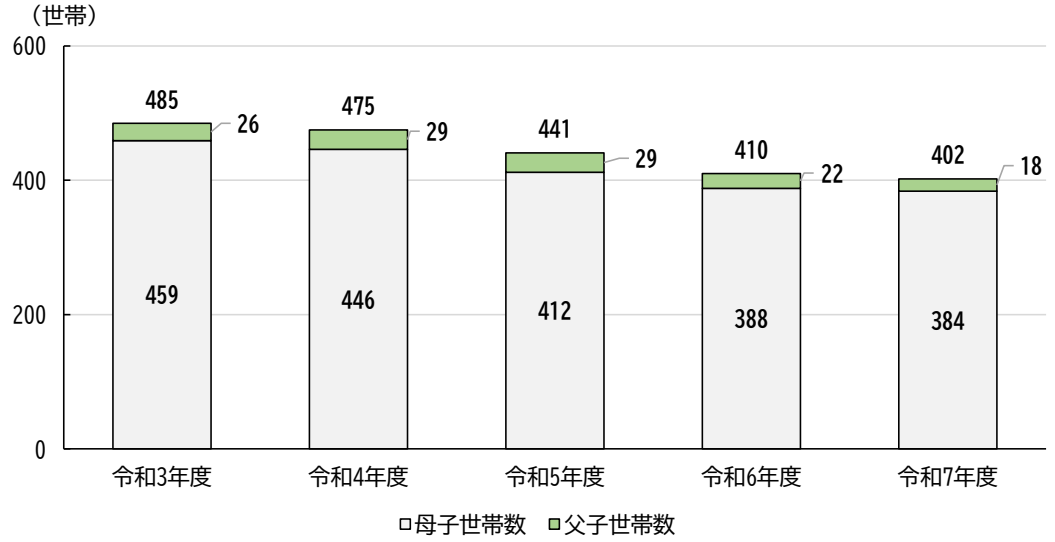


資料：のびのび子育て課(各年度末現在)

② ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数の状況を見ると、母子世帯・父子世帯とも年々減少傾向にあり、総世帯数は令和 3 年度の 485 世帯から令和 7 年度には 402 世帯と 4 年間で 83 世帯減少しています。

【ひとり親世帯数の推移】



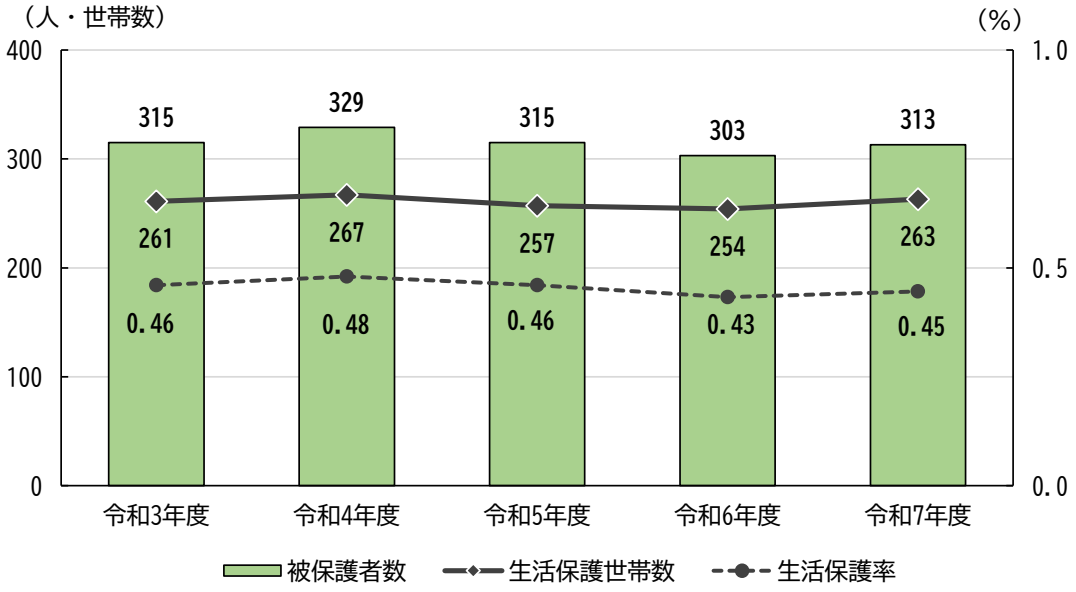
資料：のびのび子育て課(各年度末現在)

（４）生活保護の状況

本市の生活保護の状況を見ると、令和７年度末現在、被保護者数は 313 人、生活保護世帯数は 263 世帯となっており、令和 3 年度（被保護者数 315 人、生活保護世帯数 261 世帯）と同水準で推移しています。人口千人当たりに対する被保護者の割合を示す生活保護率をみても、令和３年度の 0.46%から令和 7 年度は 0.45%と、大きな変動はなくおおむね横ばい傾向となっています。

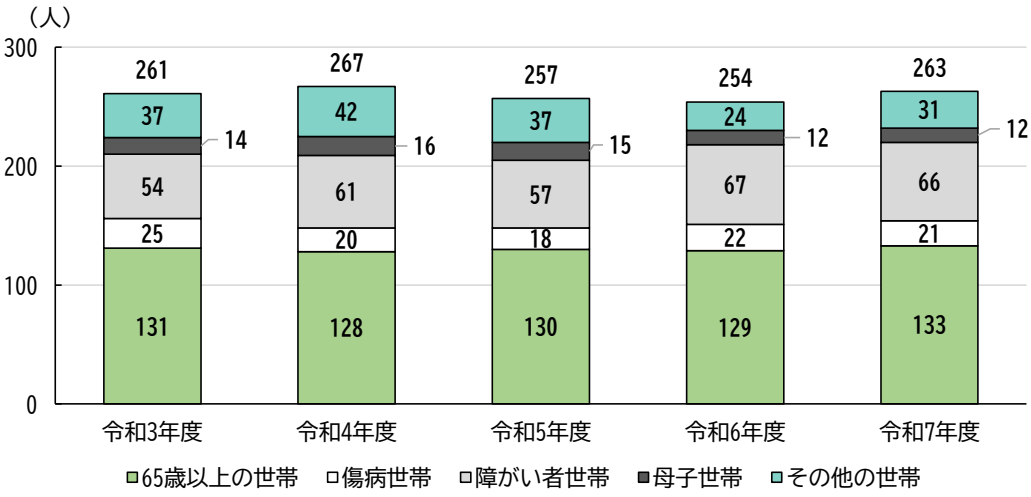
一方で、生活保護世帯の内訳（世帯主の特性別）を見ると、令和 7 年度は「65 歳以上の世帯」が 133 世帯と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「障がい者世帯」が 66 世帯となっており、これら 2 つの区分で全体の 7 割を超えています。

【被保護者数及び生活保護世帯数・生活保護率の推移】



資料：社会福祉課（各年度末現在）

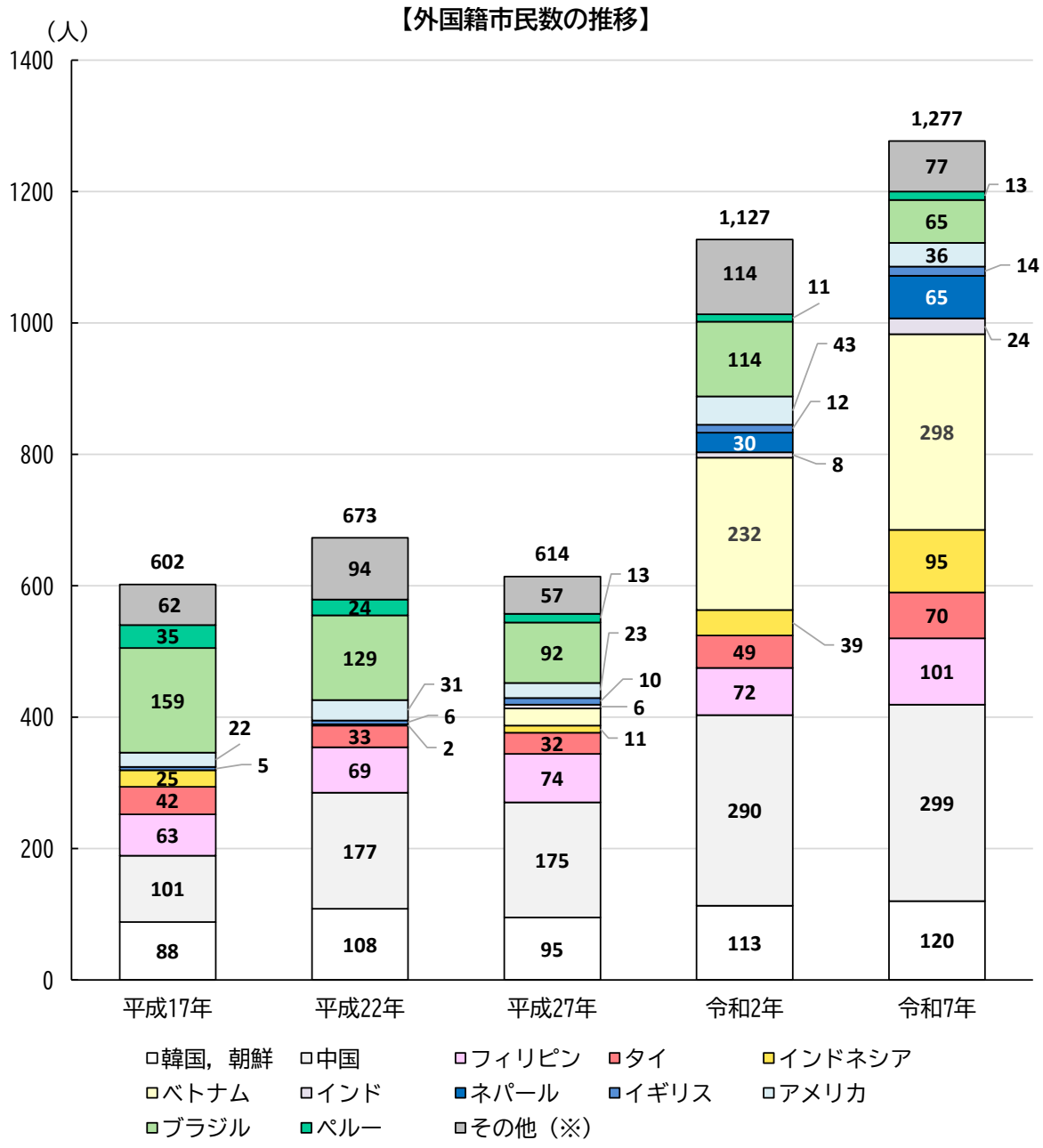
【類型別生活保護世帯数の推移】



資料：社会福祉課（各年度末現在）※停止世帯は除く

（５）外国籍市民の状況

本市の外国籍市民数を見ると、平成 17 年の 602 人から一時的な増減を経て、令和 7 年には 1,277 人と約 2.1 倍となっています。 国籍別の構成を見ると、平成 17 年時点で最も大きな割合を占めていたブラジル籍は 159 人から令和 7 年には 65 人へと減少する一方、中国籍は 101 人から 299 人、ベトナム籍は 0 人から 298 人へと大幅に増加しています。



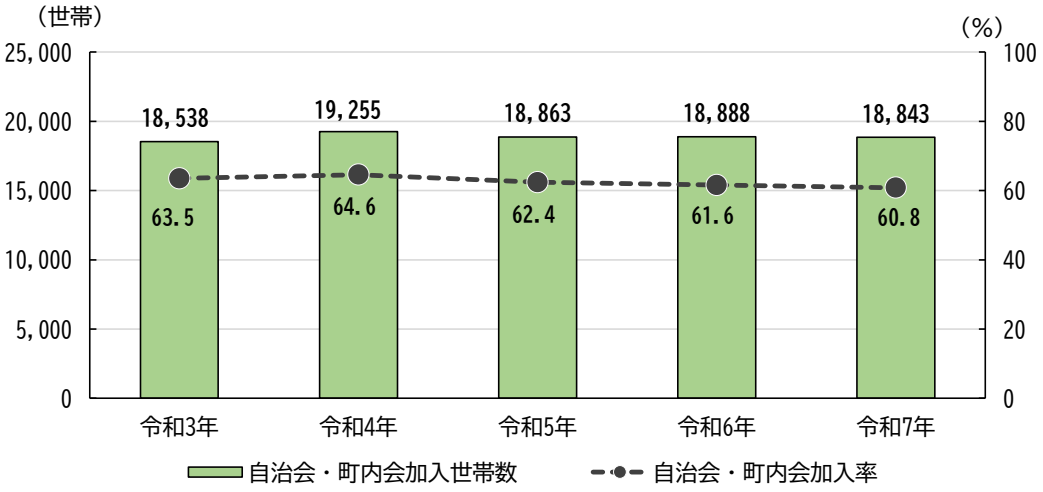
資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)
※「その他」（国籍）については、無国籍及び国名「不詳」の者を含む。
一部該当データなし・個別集計されなかった国の数値も含む。

３．　地域の状況

（１）自治会・町内会の状況

自治会・町内会の加入世帯数を見ると、令和 3 年から令和 7 年にかけて、19,000 世帯をはさんだ横ばいの推移となっています。この間、世帯の総数は年々増加しているため、自治会・町内会加入率は低下傾向で、令和７年は 60.8%と令和３年から 2.7 ポイントの減少となりました。

【自治会・町内会の加入世帯数・加入率の推移】



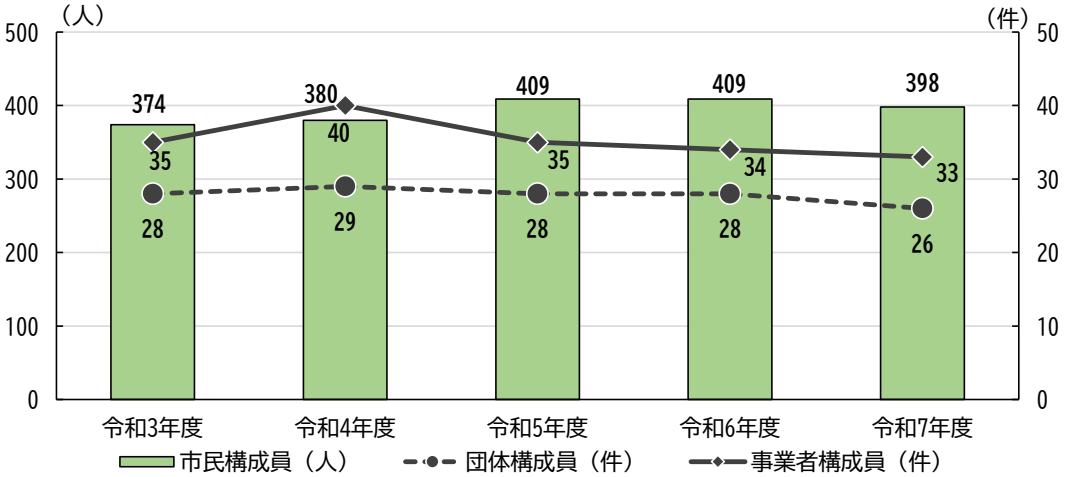
資料：市民協働推進課（各年３月１日時点）

（２）まちづくり協議会の状況

本市では、地域住民や自治会・町内会、各種団体が連携して地域課題の解決等に取り組むまちづくり協議会を市内 10 地区に設置しています。

令和３年度から令和７年度にかけてのまちづくり協議会の構成員数の推移を見ると、個人として参画する市民構成員数は令和７年度は 398 人で、令和３年度からほぼ横ばいとなっています。一方、組織として参画する団体構成員数及び事業者構成員数については、令和４年度以降ゆるやかな減少傾向がみられます。

【まちづくり協議会の構成員数の推移】



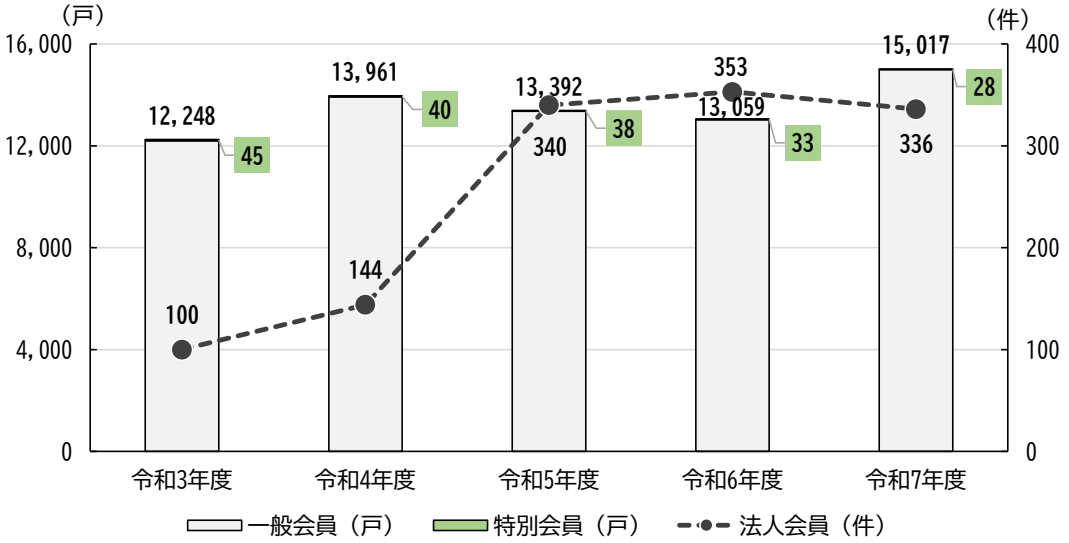
資料：市民協働推進課（各年度６月１日時点）
　　まちづくり協議会によって、構成員を市民単位とするところと、団体単位とするところがある。

（３）社会福祉協議会の状況

令和３年から令和７年にかけての社会福祉協議会の会員数推移を見ると、住民（世帯）を対象とする一般・特別会員数は、令和３年度の 12,248 戸から令和７年度 15,017 戸へと、年度による多少の増減はあるものの、全体として増加傾向にあります。しかし、その一方で、会費についてはおおむね横ばい傾向となっています。

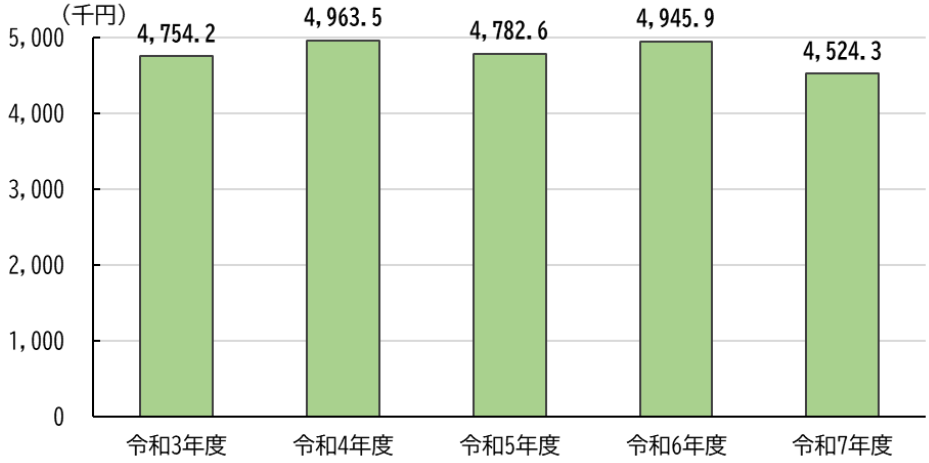
企業や団体を対象とする法人会員（件）については、コロナ禍において訪問を控え、振込による協力依頼のみを行っていたことから、一時的に協力件数が減少しました。令和５年度から支部役員による訪問を再開したことで、協力依頼の機会が増え、法人会員数はコロナ禍前の水準に向けて回復したものと考えられます。

【社会福祉協議会会員数の推移】



資料：守谷市社会福祉協議会（各年度末時点）

【会員会費の推移】



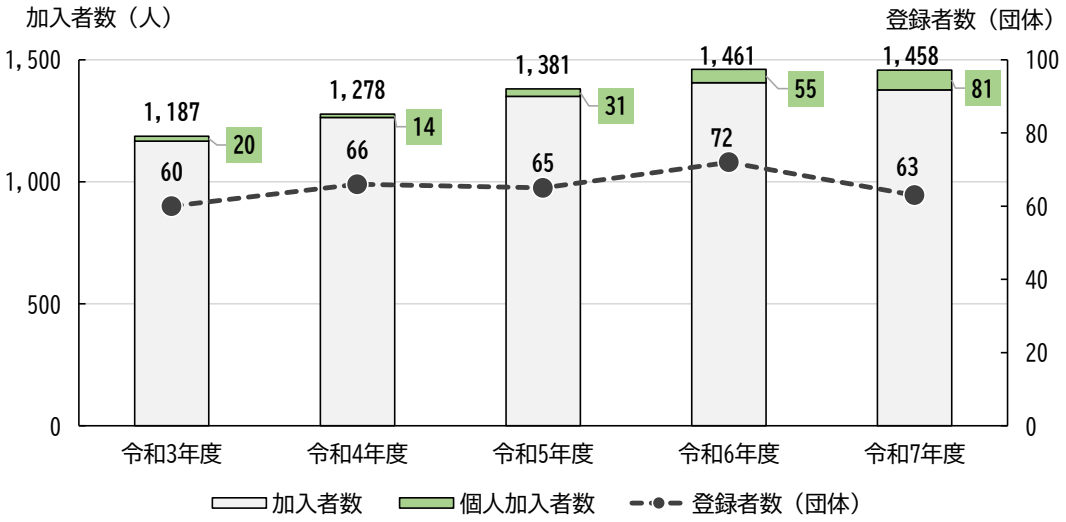
資料：守谷市社会福祉協議会（各年度末時点）

（４）ボランティアの状況

本市のボランティア保険への加入者数を見ると、団体加入者数、個人加入者[6]数とも令和 3 年度から令和７年度まで、多少の増減はあるもののおおむね増加傾向にあります。一方、登録団体数は、横ばいで推移しています。

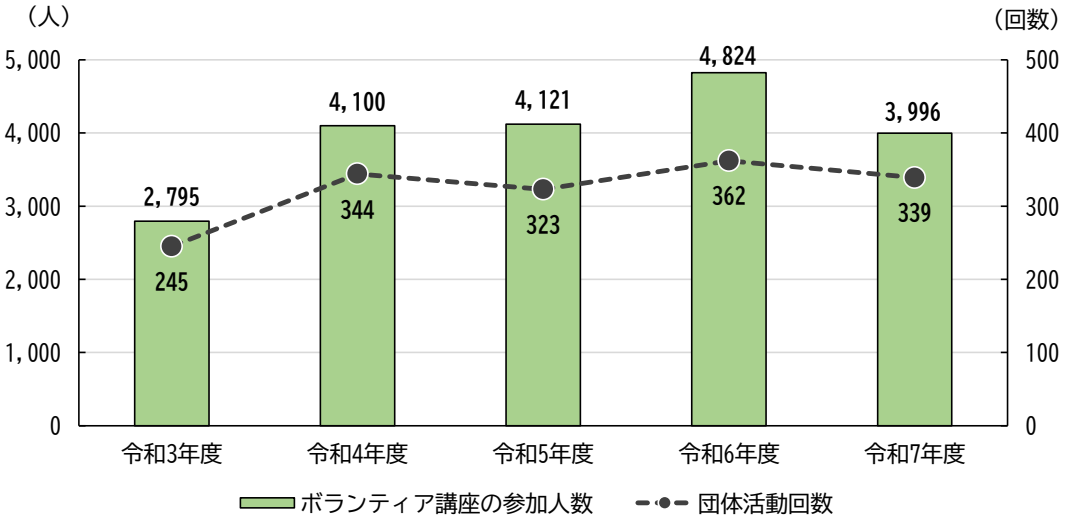
ボランティア講座の参加人数は、令和３年度から令和６年度にかけて増加を続けましたが、令和７年度は減少しました。団体活動回数は、令和４年度から令和７年度まで、おおむね横ばいで推移しています。

【ボランティア保険加入者数と登録団体数の推移】



資料：守谷市社会福祉協議会（各年度末時点）

【ボランティア講座の参加人数と団体活動回数の推移】



資料：市民協働推進課（各年度末時点）

[6] 個人加入者：ボランティア団体に所属して活動するのではなく、個人で被災地支援や夏休みの学生ボランティア等の活動を行う方。

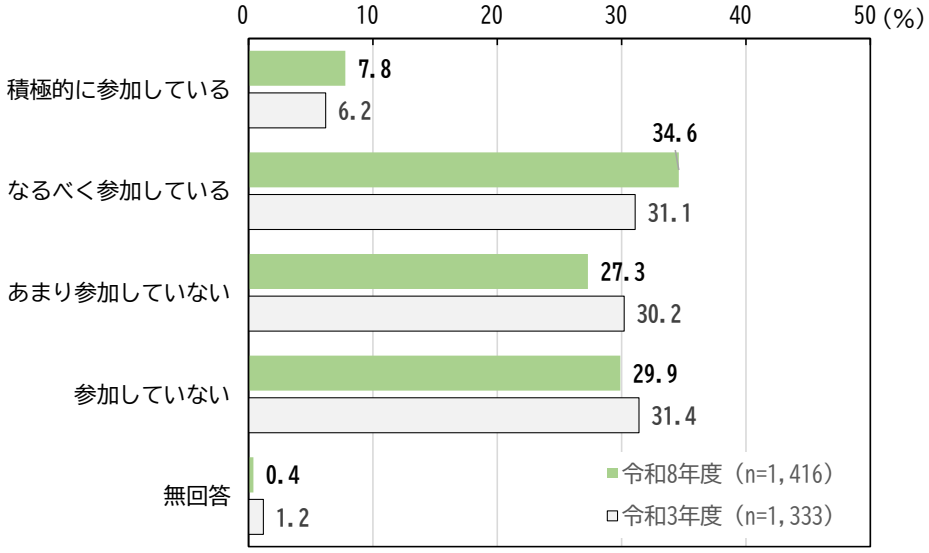
第２節　｜　市民アンケート調査からみえる現状

令和８年５月に、市内在住の 18 歳以上の市民の中から無作為で抽出された 3,000 人を対象に実施された「まちづくり市民アンケート」（回収率 47.2%）の結果から、本市の地域福祉に関する現状を分析しました。主な結果を、以下に示します。

（１）地域活動への参加

地域活動（自治会・町内会・子ども会など）への参加の状況については、「積極的に参加している」が 7.8%、「なるべく参加している」が 34.6%となっています。令和 3 年度の調査と比較すると、それぞれ 1.6 ポイント、3.5 ポイント高くなっていますが、合わせても 42.4%と半数には達していません。

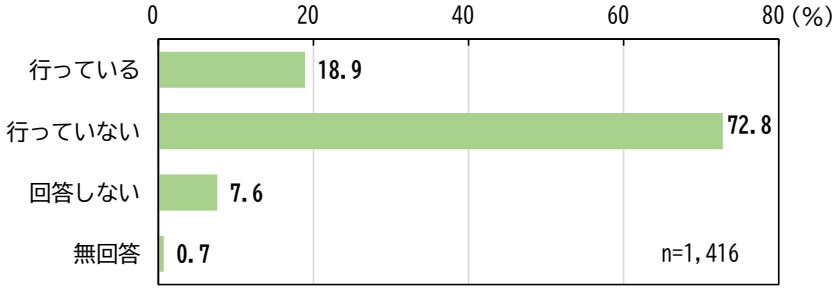
【地域活動への参加状況】



（２）高齢者への声かけや見守り

高齢者等の閉じこもりの発見や防止等のために、日ごろから地域で声かけやさりげない見守りなどを行っているかについては、「行っている」が 18.9%、「行っていない」が 72.8%となっており、地域における見守り活動の実施状況は限定的であることが分かります。

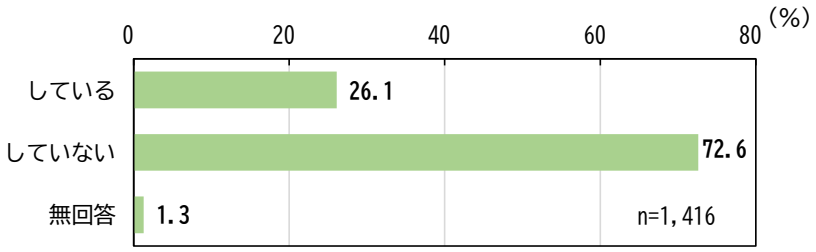
【地域における声かけ、見守りの状況】



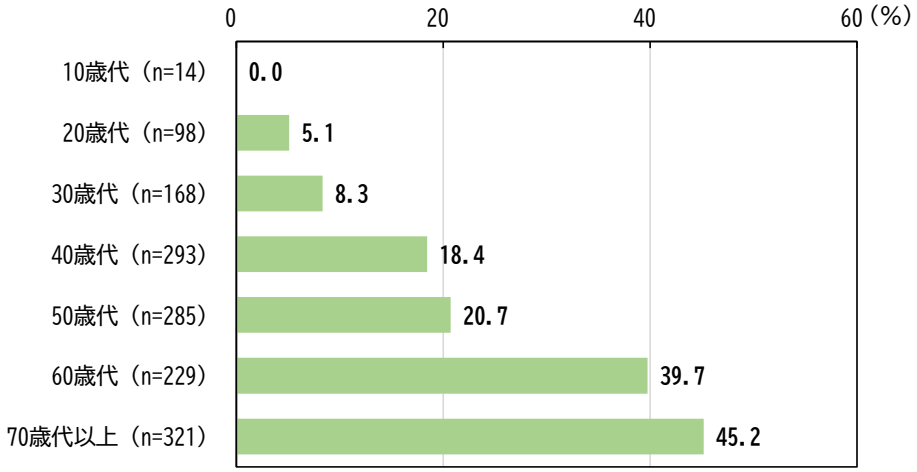
（３）介護予防のための活動

介護予防のために何かしているかについて、「している」は 26.1%にとどまっており、「していない」が 72.6%となっています。年代別で見ると、「している」は年代が上がるに伴い高くなっていますが、70 歳代以上でも半数には達していません。

【介護予防のための活動をしているか】



【介護予防のための活動を「している」割合（年代別）】

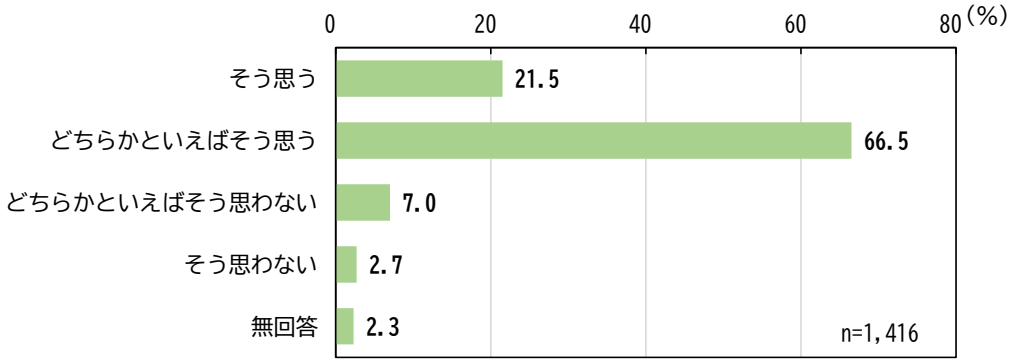


（４）子育てに関する悩みや不安

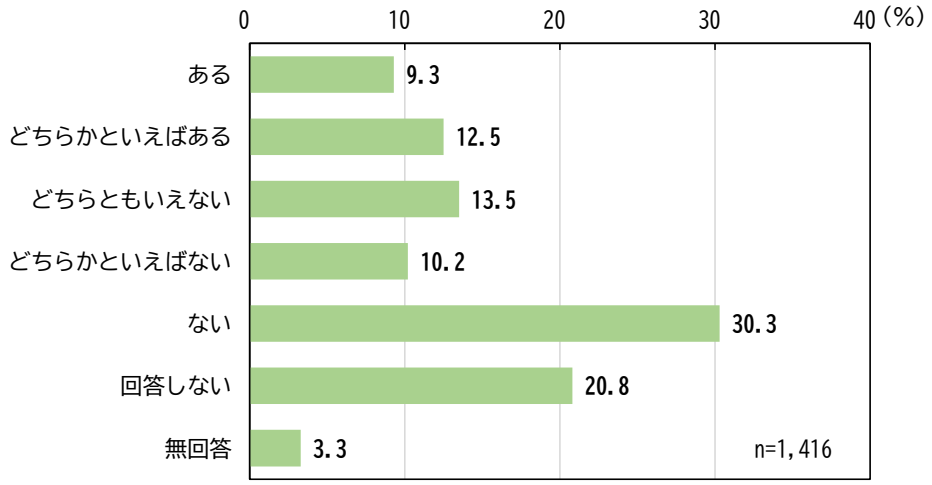
子育てについて、約 9 割の人が、守谷市は安心して子育てできるまちだと回答しています。

一方、全体の約 2 割、30 代及び 40 代前半では 4 割を超える方が、子育てに悩みや不安を抱えていると回答しています。

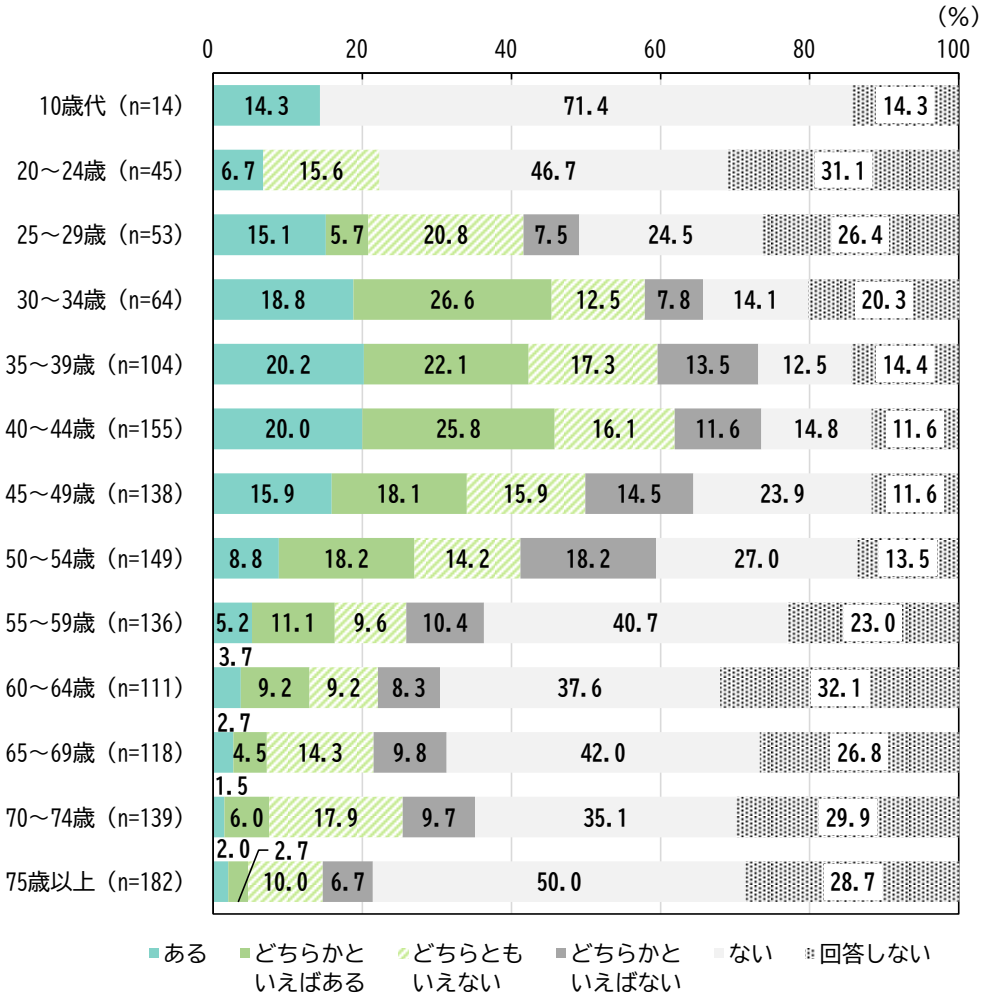
【守谷市は安心して子育てできるまちだと思うか】



【子育てについて悩みや不安の有無】



【子育てについて悩みや不安の有無（年代別）】



第３節　｜　第３期計画の推進状況

第 3 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画に盛り込まれた再掲事業を含む 217 の施策についての評価（推進状況と第 4 期計画への対応）は次のとおりです。

全体の 217 施策の推進状況は、A 評価が 43.8%、B 評価が 51.2%と順調に進捗しています。これに伴い、第 4 期計画への方向性も 86.2%が「維持」となるなど、維持・拡大を重視する傾向です。基本目標別では、基本目標 2 の基本施策 1「健康寿命の延伸と介護予防の推進」で C 評価が 5 つと課題もみられます。

評価	評価基準
A	順調に取り組んでおり、成果も上がっている。
B	段階的に取り組んでおり、成果も上がっている。
C	計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない。
D	取組が一部停滞している。
E	取組に至っていない。

※今回の評価結果では、D～E 評価がなかったため取り上げていない。
各評価及び方向性の構成比は、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、
合計が 100%にならない場合がある。

■　全体

取組事業	施策数	推進状況			第 4 期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
全体	217	95	111	11	19	187	4	7
		43.8%	51.2%	5.1%	8.8%	86.2%	1.8%	3.2%

■　基本目標１　支え合い助け合う地域づくり

取組事業	施策数	推進状況			第 4 期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
基本施策1 地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成	22	14	8	0	8	14	0	0
基本施策2 支え合い活動の推進	15	4	10	1	5	9	0	1
合計	37	18	18	1	13	23	0	1
		48.6%	48.6%	2.7%	35.1%	62.2%	0%	2.7%

■　基本目標２　生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

取組事業	施策数	推進状況			第４期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
基本施策1 健康寿命の延伸と介護予防の推進	26	12	9	5	0	26	0	0
基本施策2 支え合い活動の推進	26	8	17	1	0	26	0	0
基本施策3 市民の活動支援	12	9	3	0	1	11	0	0
合計	64	29	29	6	1	63	0	0
		45.3%	45.3%	9.4%	1.6%	98.4%	0%	0%

■　基本目標３　安心して暮らせる地域づくり

取組事業	施策数	推進状況			第４期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
基本施策1 保健福祉サービスの充実	61	30	29	2	0	55	2	4
基本施策2 保健福祉サービスの利用支援	21	10	10	1	2	18	0	1
基本施策3 安全･安心な生活環境づくりの推進	16	3	12	1	3	10	2	1
基本施策4 権利擁護の推進	18	5	13	0	0	18	0	0
合計	116	48	64	4	5	101	4	6
		41.4%	55.2%	3.4%	4.3%	87.1%	3.4%	5.2%

第４節　｜　本計画で取り組むべき課題

統計データや市民アンケート調査結果、第 3 期計画の推進状況などから、地域福祉に関する本市の課題を次のとおり抽出しました。

1　新たな担い手の確保等による地域活動の活性化

本市においては、多様化する地域課題に対し、自治会・町内会やまちづくり協議会、ボランティア、社会福祉協議会などが連携・協働し、市民一人ひとりが「我が事」と捉え、地域に関わる「互助・共助」の仕組みづくりを進めています。

しかし、近年のライフスタイルの変化や定年の引き上げ等により、自治会・町内会などの地縁組織の加入率の低下や担い手の高齢化が進む中、地域活動を担う人材の不足や後継者の確保が大きな課題となっています。実際に、本市のボランティア講座の参加者数は令和 6 年度の 4,824 人をピークに、令和 7 年度には 3,996 人へと減少している実態が見られます。

これらの課題を踏まえ、新たな担い手の確保に向けて、若い世代を含む多世代がそれぞれの興味・関心、特技を生かして自発的に参加できる機会の創出が必要です。市民が「できることを、できるときに」多様な参加のあり方を尊重しながら、地域で活動する団体の活動継続や新たな団体の設立に対する支援に加え、企業や福祉関係機関等との連携・協働を進めます。更には、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら支え合うネットワークを構築し、地域の活動を幅広く把握し、地域に広めていく体制づくりなどが求められています。

2　高齢者の孤立防止と地域偏在への対応

本市の令和 7 年現在の高齢者単身世帯は 2,616 世帯、高齢夫婦世帯は 3,965 世帯となっています。平成 17 年と比較すると、高齢者単身世帯数は約 4.9 倍（2,087 世帯増）、高齢夫婦世帯数は約 3.7 倍（2,891 世帯増）へと、いずれも急激に増加しています。市内の高齢化率は 24.6%に達するとともに、高齢化率が 50%を超える地域があるなど、地域的な偏在も見られます。世帯の小規模化が進む中、認知症や社会的孤立の防止といった日常生活支援の充実が急務である一方で、市民アンケート調査では、地域における見守り活動を行っている人が 18.9%にとどまり、活動が十分とはいえない現状です。

今後は、高齢者の意欲や能力に応じた多様な社会参加の場を提供し、高齢者の権利を擁護しながら、生きがいや役割を持って活躍できる環境整備の推進が必要です。また、地区ごとの実態に即したきめ細かな見守りネットワークを再構築するとともに、市、社会福祉協議会、市民が一体となり、近隣の支え合い機能を強化することが求められています。

３　健康寿命の延伸と介護予防施策の再構築

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い今後も介護ニーズの更なる増大が見込まれます。一方で、第３期計画の推進状況を検証した結果、全 217 施策のうち C 評価となった 11 事業のうち 5 事業が「健康寿命の延伸と介護予防の推進」などの介護予防分野に集中しており、健診の受診率向上や健康意識の醸成が課題となっています。市民アンケート調査によると、介護予防のために何らかの行動をしている人は、年代が上がるにつれて高くなるものの、70 歳代以上でも半数に達していません。

今後は、健康・介護予防の重要性を理解いただくため、健診未受診者等の健康意識・行動意欲が低い層への啓発を更に強化していくことが必要です。また、停滞が見られた介護予防・健康づくり施策の課題を精査し、これまでの手法にとらわれず、健康寿命の延伸を図る施策が求められています。

４　障がい者への地域社会における包括的な支援の推進

本市の令和７年度における障がい者手帳所持者数は 2,940 人、自立支援医療受給者証の発行件数は 1,256 件、難病患者数は 687 人です。令和３年度と比較すると障がい者手帳所持者数は１割超の増加、自立支援医療受給者証の発行件数及び難病患者数も２割超の増加となっています。

この増加は、地域社会の中で生きづらさを抱える方が増えていることを示しており、それに対応するための相談・支援体制の強化が求められています。

今後は、障がいの種別や有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域生活への定着に向けたセーフティネットの構築と、本人の自己決定を尊重した包括的な相談・支援体制の強化が求められています。

５　生活困窮者等への自立の助長と支援

本市の生活保護の受給状況は、世帯数、被保護者数共に大きな変動はなく、この５年間はおおむね横ばいで推移しています。令和 7 年度末時点の生活保護受給率を見ると、茨城県平均が 1.05%であるのに対し、守谷市は 0.45%と平均を下回っています。受給世帯の内訳では、高齢者世帯が約５割、障がい世帯が２割強、傷病世帯が１割弱で、全体の約８割を占めています。

これらの生活保護受給者以外にも、収入が少なく生活に困窮している方、障がいのために就労が決まらない方、社会とのつながりや居場所がない方など、日常生活に課題や不安を抱える生活困窮者が一定数存在します。

こうした方々に支援の手を差し伸べ、その能力を十分に活用して自立した生活を送れるよう、経済的な支援に加え、自立に向けた取組の継続が求められています。

6　子育て支援と地域での見守り環境の整備

本市の母子健康手帳交付者数は全体として緩やかな減少傾向にあり、令和 7 年度は 488 人と 4 年間で 72 人減少するなど、少子化の進行が表れています。また、1 世帯当たりの人員は一貫して減少し続けており、多世代世帯の減少がうかがえます。

市民アンケート調査では、子育てに「悩みや不安がある」と回答した人が全体で約 2 割に上り、特に 30 代及び 40 代前半では 4 割を超えています。地域における地縁的なつながりが希薄化する中で、子育て世帯が孤立感や不安を抱え込みやすい状況にあることが大きな課題です。更に、子どもの貧困や虐待といった問題への対応、不登校や発達障がいなど、子ども自身が抱える多様な課題への支援も重要性を増しています。

今後は、地域全体で子どもと子育て世帯を温かく見守り、支え合う環境づくりを推進していくことが必要です。具体的には、身近な地域で気軽に相談や交流ができる場所を充実させるとともに、ボランティアなどの多様な主体と連携した子育て支援ネットワークを構築していくことが求められています。

第３章　施策の展開

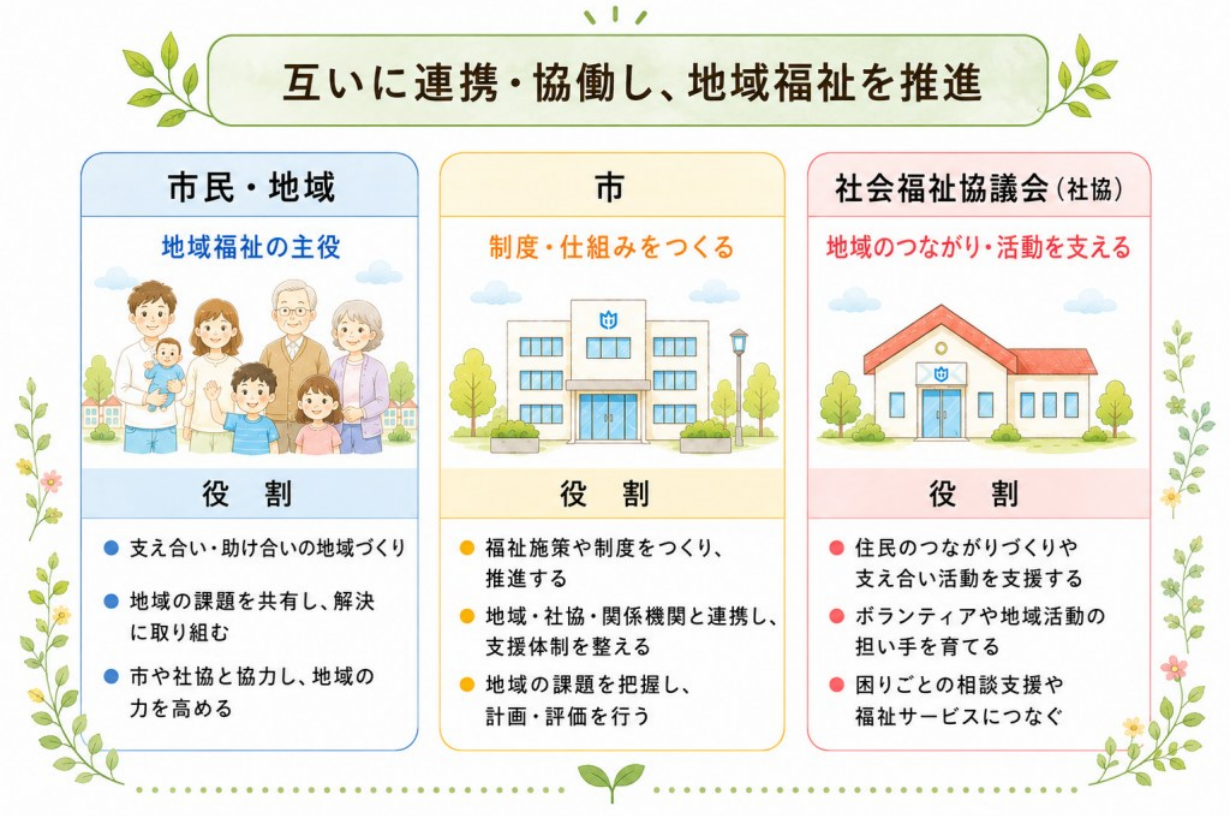
第１節　｜　施策の推進に当たって
第２節　｜　施策体系
基本目標１　支え合い助け合う地域づくり
基本目標２　生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり
基本目標３　安心して暮らせる地域づくり

第１節　｜　施策の推進に当たって

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進には、多岐にわたる各主体の役割分担と積極的な参画が不可欠です。本計画では、地域福祉を担う主要な主体である「市民・地域」、「市」、「社会福祉協議会」の 3 者が、それぞれの役割を明確に認識し、相互に連携・協働することで、より実効性の高い地域福祉の実現を目指します。

具体的には、「市民・地域」は地域福祉の主役として、「市」は制度や仕組みをつくる主体として、「社会福祉協議会」は地域のつながりや活動を支える主体として、それぞれが地域福祉を推進します。

本計画で定める各基本施策においては、「市民・地域に期待する取組」を明記します。これとあわせて、「守谷市」及び「守谷市社会福祉協議会」が、それぞれの役割に基づき、どのような施策の方向性で、どのような取組を主に進めていくのかを提示します。



第２節　｜　施策体系

地域共生社会の実現には、誰もが安心して幸せに暮らせるよう、「市民・地域」、「市」、「社会福祉協議会」などが連携し、「我が事」として支え合いのまちづくりを進めることが不可欠です。

本計画では、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、主体的にまちづくりに取り組む姿勢を明確にするため、基本理念の主語を第 3 期計画の「すべての市民が」から「わたしたちが」へと変更しました。

また、第 3 期計画と比較し、3 つの基本目標は踏襲しつつも、施策体系を集約し、市や社会福祉協議会の重点・拡大・新規事業などを主な取組として記載することで、施策の方向性や優先順位を明確化します。

市民にとって分かりやすい計画とし、優先度の高い課題へ的確に対応し、実効性のある改善プロセス（PDCA）へつなげていきます。

基 本 理 念	
わたしたちが 住み慣れた地域で 安心して 幸せに暮らせる まちづくり	
基本目標	基本施策
基本目標１ 支え合い助け合う 地域づくり	１．　人材の確保・育成
	２．　活動団体への支援
	３．　支え合いのネットワークの構築
基本目標２ 生きがいを感じ 健やかに暮らせる 地域づくり	１．　健康づくりと介護予防の推進
	２．　社会参加への支援
	３．　生きがいづくりと多世代交流
基本目標３ 安心して暮らせる 地域づくり	１．　福祉サービスの充実
	２．　相談体制・広報の充実
	３．　安全・安心な生活環境づくりの推進
	４．　権利擁護の推進

基本目標

1　支え合い助け合う地域づくり

「支え合い助け合う地域」とは、市民一人ひとりが地域課題を「我が事」と捉え、互いに協力し合う社会です。担い手不足や団体間の連携不足を克服し、多様な主体が協働することで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指します。



現状と課題

市では、地域課題に対応するため「互助・共助」の仕組みづくりを進めていますが、以下の課題があります。

第一に、地域活動を担う人材の確保です。ライフスタイルの変化や高齢化により、地縁組織の加入率が低下し、担い手不足や後継者確保が困難となっています。ボランティア講座参加者数の減少も、持続的な参画を促すアプローチの必要性を示しており、幅広い世代が参加できる機会の創出が必要です。

第二に、活動団体への支援です。地域課題の複雑化に対し、各団体単独での対応は限界があり、ボランティア団体など多様な主体が参画しやすい基盤や支援体制の整備が求められます。ボランティア団体の活動の継続のためにも、財政的支援や活動環境の整備、助成制度の効果的な活用が必要です。

第三に、団体間のネットワーク構築です。地域内で活動する様々な団体間の情報連携が不足し、課題やニーズを総合的に把握し、効果的な取組を地域全体に広める仕組みが未確立です。今後は、生活支援コーディネーターの活用などを通じて、団体間の連携を強化し、住民同士の緩やかな見守り・支援ネットワークを構築する必要があります。

基本施策
1　人材の確保・育成

目指すべき姿

市民一人ひとりが、自身のライフスタイルや関心、特技に合わせて地域活動に参加し、楽しみながら貢献できる環境をつくります。

具体的には、若い世代を含む多世代が自発的に参加できる機会を創出し、「できることを、できるときに」活動できるよう、多様な参加のあり方を尊重します。また、企業や学校などの地域資源とも積極的に連携し、地域活動の次代を担う人材の確保・育成を推進します。

これにより、地域活動を支える多様な「担い手」が途切れなく育ち、誰もが生き生きと活躍できるまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 自身の興味や特技を生かし地域活動へ参加し、研修会等で知識やスキルを深めます。
- 地域活動や研修会への参加を通じて多様な人と交流し、世代を超えた連携を育みます。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．自治会・町内会やまちづくり協議会の多様な地域団体に対し、支援を積極的に行うことで、地域活動の活性化を促し、それに伴う幅広い層からの人材参画を支援します。
	➢　各地域への地域担当職員の配置　（市民協働推進課）
	２．教育、介護、保育といった多岐にわたる分野において、地域社会を支える上で不可欠な専門人材やボランティア人材の確保に努めます。
	➢　学校活動を応援する地域ボランティアの確保　（生涯学習課） ➢　介護資格取得等に関する助成　（介護福祉課） ➢　新規採用保育士等の就労に対する助成　（すくすく保育課）
	３．地域活動への市民参加をさらに促進するため、実践的な知識やスキルを習得できる講座等を継続的に開催し、地域を担う人材の育成を推進します。
	➢　協働のまちづくりの担い手育成　（市民協働推進課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．地域活動への参加の選択肢を広げ、新たな地域人材の確保・育成を推進します。
	➢　多様な人材が参加しやすい仕組みづくりの推進 ➢　ボランティア養成講座・研修会の開催
	２．子ども・若年層が「福祉を体験しながら学ぶ」ことを通して、支え合い活動への理解促進と参加意欲の向上に努めます。
	➢　子ども・若年層向けのボランティア体験会の実施
	３．　ボランティアなどの担い手の継続的な確保・育成に努めます。
	➢　事業所や企業などの社会貢献活動を通じた地域の担い手確保

基本施策
2　活動団体への支援

目指すべき姿

ボランティア団体や福祉関係機関、企業などの多様な主体が、それぞれの強みやノウハウを最大限に発揮して地域活動に参画できるよう、適切な支援と充実した環境をつくります。

具体的には、これらの団体への財政的支援や活動環境の整備を推進し、継続的な活動を可能にするための後押しを定着させます。また、ボランティアセンター等の基盤が十分に機能するよう整備します。

これにより、行政・地域・各種団体等が対等なパートナーとして協働し、活気あるまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 助成制度を積極的に活用し、各団体の強みを生かした地域活動へ参画します。
- 組織体制を強化し、持続可能な団体運営を通じて地域貢献を継続します。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．自治会・町内会、まちづくり協議会等に対し、財政的な支援や活動環境の整備を継続的に実施することで、安定した活動を支援し地域力の向上を図ります。 ➢ まちづくり協議会への財政支援　（市民協働推進課） ➢ 自治会等の活動拠点確保助成　（市民協働推進課）
	２．市内の公益活動を行う団体に対しては、設立から運営に至るまで効果的な助成制度を適用し、活動の活性化と自立的な運営をサポートします。 ➢ 公益活動促進のための助成　（市民協働推進課）
	３．各団体の活動等を支援することで、地域に根差した公益活動が持続的に展開されるよう促進します。 ➢ 市民活動支援センターによる各公益活動団体の活動の支援　（市民協働推進課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．ボランティア団体などが安心して活動できる環境を整備し、継続的な地域活動を支援します。 ➢ ボランティアの活動助成や活動拠点の提供などを行うボランティアセンターの機能の充実 ➢ 住民等の寄付による善意銀行の預託金品を活用したボランティア団体への活動支援
	２．ボランティア活動に対して人的支援を行うことによって、活動の発展を支援します。 ➢ ボランティア活動への職員のサポートの推進

基本施策 3　支え合いのネットワークの構築

目指すべき姿

地域で活動する多様な団体の取組が的確に把握され、各地区の自治会・町内会やまちづくり協議会等の交流の場を通じて、先進事例やノウハウが相互に共有される、密接な情報連携が整備された環境をつくります。

具体的には、多様な活動の把握に努め、定期的な情報共有の場を提供します。また、各団体や各地域と連携した新たな取組、既存の活動の拡大を促進します。

これにより、各団体や各地域の活動が市全体へ広く浸透し、市民の理解と参画が促されることで、地域全体で支え合えるまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 市民間や団体間のつながりを大切にし、相互理解を深め、共に地域を支えます。
- 情報共有の場に積極的に参加し、他地域や他分野の事例を参考に、活動の質を高めます。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．自治会・町内会やまちづくり協議会等の各地区間での積極的な交流の場を設け、先進的な取組事例やノウハウを共有することで、地域課題解決に向けた連携を強化します。
	➢　自治会・町内会、まちづくり協議会の意見交換等の場の確保　（市民協働推進課）
	２．地域と連携し、地域福祉に関する各種情報や取組を効果的に周知するとともに、住民が主体的に参加できる推進体制の整備を強化します。
	➢　地域と連携した介護予防の推進　（健幸長寿課）
	３．地域の取組や地域住民の意見を学校運営にも反映することで、地域全体で未来を担う子どもたちを育む温かい環境を構築します。
	➢　学校運営への地域住民等の参画　（学校教育課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．各地域の特性やニーズ、地域活動を把握した上で、市民や団体などの交流、連携を促進していきます。
	➢　生活支援コーディネーター（地域のつなぎ役）による情報把握、情報共有
	２．地域で支え合い活動を行う団体などの情報共有の機会を設け、それぞれの活動内容を共有してもらうことで、活動の継続、発展を支援します。
	➢　分野ごとのボランティア団体の情報共有の機会の確保

基本目標
2

生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

「生きがいを感じ健やかに暮らせる地域」とは、市民が健康意識を高め、誰もが社会参加できる機会を持つことで、心身ともに健やかに生活できる地域です。多世代交流や多様な居場所を通じて、誰もが生きがいを持ち、自分らしく活躍できる地域の実現を目指します。



現状と課題

市では、市民が生きがいを感じ、健やかに暮らせる地域づくりを目指していますが、以下の課題があります。

第一に、健康寿命の延伸と介護予防施策の再構築です。高齢化の進展により要介護認定者数が増加傾向にあり、介護ニーズの増大が懸念されます。市民の健康意識向上や健診受診率の向上が課題であり、誰もが主体的に参加できる健康づくりや介護予防の機会の拡充が必要です。

第二に、社会参加への支援です。日常生活や社会生活を送る上で様々な障壁があることにより、社会参加に不安を抱えるケースが増加しています。個人の意思や適性に応じた就労機会の確保、意思疎通手段や移動手段の確保、子育て世帯への支援など、誰もが自分らしく活動できる包括的な環境整備が必要です。

第三に、多世代交流の推進と居場所づくりです。少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化により、地域における人々のつながりが希薄化し、世代を超えた交流機会が減少しています。高齢者をはじめとする市民が知識や経験を生かせる場の提供、多世代が気軽に集える交流拠点づくり、地域特性に応じた地域活動の展開を通じて、温かい人間関係と地域社会を構築することが必要です。

基本施策
1　健康づくりと介護予防の推進

目指すべき姿

乳幼児期から高齢期に至るまで、全ての市民が主体的かつ継続的に健康増進や生活習慣病予防に取り組み、各種健診や発達相談等を通じて必要な支援へ早期につながる環境をつくります。

具体的には、市民一人ひとりの健康意識を高めるための啓発活動を積極的に推進し、定期的な健診の受診や健康増進プログラムへの参加を促進することで、疾病の早期発見・早期治療につなげます。また、子どもの発育・発達段階に応じたきめ細やかなフォローアップ体制を拡充し、早期からの適切な支援と保護者の抱える不安の軽減に努めます。

これにより、子どもの健やかな発達と子育て世帯への早期支援が充実し、高齢者が意欲を持って心身機能の維持・向上などの介護予防活動に取り組み、健やかに自立した生活を送ることができるまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 自身の健康増進に努め、定期的な健診や介護予防活動へ積極的に参加します。
- 地域ぐるみで、子どもの発達支援や高齢者の介護予防活動を支え合います。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．市民一人ひとりの健康意識を高めるための啓発活動を積極的に推進し、定期的な健診の受診や健康増進プログラムへの参加を促進することで、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
	➢　各種健診等の受診の働きかけ　（保健予防課）
	２．子どもの発育・発達段階に応じたきめ細やかなフォローアップ体制を拡充し、早期からの適切な支援と保護者の抱える不安の軽減に努め、健やかな成長を支えます。
	➢　乳幼児健診や健診フォロー体制の拡充　（おやこ保健課）
	３．高齢者の心身の健康維持・改善を多角的に支援することで、介護予防を推進し、可能な限り自立した生活を長く維持できるよう促進します。
	➢　自立に向けた介護予防プログラムの実施　（健幸長寿課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．楽しみながら参加できる心身の健康づくりの機会を拡充します。
	➢　ｅスポーツなどの健康増進イベントの実施
	２．ボランティア団体などによる健康増進に関する講座の周知、開催支援を行うことで、市民の健康づくりの機会創出を推進します。
	➢　健康増進に関する講座を周知するためのガイドブックの作成、活用

基本施策
２　社会参加への支援

目指すべき姿

高齢者や障がい者、社会参加に課題を抱える方などが、誰もが孤立することなく、関心や能力に応じて活躍できる環境をつくります。

具体的には、意欲や適性に応じた就労機会の確保、特性に応じた移動手段の充実、子育て世帯への育児支援、そして誰もが気軽に集える多様な居場所づくりなどを通じて、誰もが自分らしく豊かな生活を送れるよう支援します。

これにより、お互いに支え合い、誰もが地域の一員として活動できる包容力のある地域をつくります。

市民・地域に期待する取組

- 地域の行事や交流の場へ積極的に参加し、多様な居場所づくりに貢献します。
- それぞれの個性や特技を生かし、互いに支え合う地域社会を育みます。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．働く意欲のある方の社会参加のため、多様な就労機会の確保や就労のための支援を行います。
	➢　障がい者の就労に向けた相談支援や就労訓練等に関わる経費の助成　（健幸長寿課）
	２．必要な情報を得て、自分の意思を伝えられるよう、意思疎通の推進を図ります。
	➢　障がい者への日常生活用具の給付や手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援　（健幸長寿課）
	３．誰もが利用できる移動手段を確保し、持続可能な公共交通を構築します。
	➢　モコバス・デマンド乗合交通等の利便性の向上　（都市計画課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．公共交通の利便性が低い地域に対して、関係機関と連携し移動支援を推進します。
	➢　送迎サービスによる移動支援の推進
	２．外出に困難を抱える方が、安心して外出できるように支援します。
	➢　福祉車両・車いす貸出による外出の支援の推進
	３．不登校など様々な課題を抱える児童生徒が、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
	➢　子どもや保護者がつながりを持てる居場所づくりの拡充

基本施策 3　生きがいづくりと多世代交流

目指すべき姿

　生涯学習やスポーツ活動などの場が活性化され、高齢者をはじめとする全ての市民が、自身の生活圏域の中で生きがいを持って活動に参加できる環境をつくります。

　具体的には、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に集い交流できる身近な居場所づくりを推進し、地域特性に応じた身近な地域でのきめ細やかな地域活動を展開することで、互いに顔の見える温かい人間関係を構築します。

これにより、多世代が日常的に関わり合い、知識や経験を教え合い、活気と温もりのある地域コミュニティが形成されているまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 生涯学習やスポーツ活動に積極的に参加し、地域との関わりを持ちます。
- 世代を超えた関わりを通じて、誰もが交流できる環境づくりに努めます。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．高齢者が地域の支援者の一員として、生きがいを持って社会参画・地域貢献の役割を担えるように支援します。
	➢　地域で参加、活動できる場の提供と支援　（健幸長寿課）
	２．趣味活動、生涯学習、スポーツ活動など、市民が多様な分野で活動できる機会を充実させ、心身の健康増進と社会とのつながりの活性化を推進します。
	➢　多様な主体との連携による生涯学習・スポーツ活動の機会の提供　（生涯学習課）
	３．児童施設や地域の公共施設等を拠点として、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる場を創出し、地域コミュニティの活性化と温かい人間関係の醸成を図ります。
	➢　児童施設での多世代交流事業の実施　（のびのび子育て課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．幅広い世代が気軽に立ち寄ることができ、つながりを深められる多世代交流の場所や機会づくりを支援します。
	➢　地域食堂やサロンなど多世代が集える居場所づくりの支援
	２．シニアクラブの事務局運営や活動支援を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。
	➢　シニアクラブ事務局運営と活動支援の強化
	３．地域の特性やニーズに応じて関係機関と連携しながら交流の機会を創出します。
	➢　各地域にある社協支部によるイベントの開催

基本目標
3

安心して暮らせる地域づくり

「安心して暮らせる地域」とは、課題を抱える市民が、必要な福祉サービスを円滑に利用でき、専門的な相談体制にアクセスできる社会です。防犯・防災対策が強化されることで安心・安全な生活基盤が整い、権利擁護が推進されることで、誰もが孤立せず、尊厳を持って生活できる地域の実現を目指します。



現状と課題

市では、市民が安心して暮らせる地域づくりを目指していますが、以下の課題があります。

第一に、福祉サービスの充実です。高齢世帯や子育て世帯などの孤立・孤独、障がい者の高齢化、生活困窮など、地域生活における課題が複雑化・複合化しており、在宅支援や経済的・日常的自立支援を一体的に推し進める包括的なセーフティネットの構築が必要です。

第二に、相談体制と情報発信の強化です。社会的孤立や複雑化する課題に対し、どこに相談すべきか分からないという不安を抱える市民への支援が必要です。専門的な相談体制の整備に加え、広報紙や SNS などを活用した、必要な情報へのアクセス向上とタイムリーな情報発信が不可欠です。

第三に、安全・安心な生活環境の整備です。地域の防犯機能の強化や災害対応力の向上が求められています。日常的な見守り活動や、災害時の避難行動要支援者への対応、防災訓練の実施を通じた地域防災力の向上が必要です。

第四に、権利擁護の推進です。認知症や障がいにより判断能力に不安を抱える方が増加しており、成年後見制度の利用促進や市民後見人の育成、虐待防止・早期発見・迅速対応に向けた連携強化、そして福祉教育を通じた人権尊重意識の醸成が求められています。

基本施策

1　福祉サービスの充実

目指すべき姿

全ての市民が必要な福祉サービスを円滑に利用し、地域で安心して自立した生活を送れる環境をつくります。

具体的には、在宅高齢者などへの生活支援、障がいのある方の特性に応じた支援、課題を抱える子どもや子育て世帯の不安を軽減するための支援、生活困窮者への自立に向けた支援など、支援を必要とする人々への多角的な支援を行います。

これにより、誰もが地域で安心して暮らし続けられる切れ目のない支援体制が構築されているまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 福祉サービス情報を収集・共有し、地域の困りごとを支え合います。
- 福祉サービス改善のため、利用者目線で意見を行政や関係機関に伝えます。

守谷市の取組

施策の方向性と主な取組	１．在宅で生活を送る高齢者が望む生活を継続できるよう、高齢者の自立に向けた生活援助を行います。	
	➢ 日常生活を支援する仕組みの整備及び推進	（健幸長寿課）
	２．障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、包括的かつ継続的な支援体制の整備を推進します。	
	➢ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築	（健幸長寿課）
	３．子どもが抱える多様な課題（不登校、いじめ、発達障がい等）への早期かつ専門的な支援を行います。また、子育て世代が安心して子育てできる環境を整備し、不安の軽減に努めます。	
	➢ 不登校やいじめ、発達障がい等、配慮が必要な児童生徒への専門的支援	（教育指導課）
	➢ 教育・保育の量の確保と質の向上	（すくすく保育課）
	➢ 妊娠期から子育て期までの子育て世代への伴走型支援	（のびのび子育て課） （おやこ保健課）
	４．生活困窮者・生活保護受給者に対して経済的な支援を行うとともに、自立に向けた総合的な支援を強化します。	
	➢ 生活保護制度の適切な運用	（社会福祉課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．在宅での暮らしに課題を抱える方に対して、在宅生活を支援します。 ➢　介護保険サービスや障がい福祉サービスの実施 ➢　住民互助による在宅福祉サービスやファミリーサポートセンター事業の充実
	２．生活困窮世帯などに対して、食料品の提供や資金の貸付けによる経済的支援や、日常的な金銭管理等の相談や実施を通して、自立に向けた支援を行います。 ➢　ひとり親世帯や生活困窮世帯への食料品の提供 ➢　生活福祉資金貸付事業や小口資金貸付事業による支援 ➢　家計の見直しに関する支援

基本施策
2　相談体制・広報の充実

目指すべき姿

市民が抱える多様な困りごとを遠慮なく相談でき、専門機関や関係機関が連携して迅速かつ的確な解決へと導く、包括的、専門的な相談体制が整っている環境をつくります。

具体的には、一人ひとりの状況に応じた相談体制を整備し、広報紙やホームページ、SNS といった多様な媒体を活用して、必要な情報を適切かつタイムリーに発信することを推進します。

これにより、市民が必要な支援情報やサービスへの手がかりを確実に得られるようになり、誰もが孤立することなく暮らせるまちをつくります。

市民と地域に期待する取組

- 身近な相談窓口や情報を活用し、困りごとを早期に相談します。
- 周囲の困りごとに気づき、適切な情報共有や相談支援に協力します。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者をはじめとする全ての市民が抱える多様な悩みに対し、専門的な知識と経験を持つ相談員が丁寧に対応し、支援の中核的な役割を果たすことで、個々の課題解決へとつなげます。	
	➢　各種支援センターや相談窓口を設置	―
	・地域包括支援センター	（健幸長寿課）
	・障がい者基幹相談支援センター	（健幸長寿課）
	・総合教育支援センター	（教育指導課）
	・未就学児に対する発達支援の相談窓口	（おやこ保健課）
	・こども家庭センター	（のびのび子育て課）
	・家庭児童相談室	（のびのび子育て課）
	・生活困窮者の相談窓口	（社会福祉課）
	・こころの健康相談窓口	（保健予防課）
	２．市民が日常生活の中で気軽に相談できる、身近で安心感のある相談環境を地域内に整備します。	
	➢　民生委員児童委員の活動支援	（社会福祉課）
	３．多様な情報伝達ツールを効果的に活用し、必要な情報をわかりやすくタイムリーな情報発信を推進します。	
	➢　広報紙、ホームページ、SNS など多様な情報伝達ツールを活用した情報発信の強化	（秘書課） （デジタル戦略課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．市民のあらゆる悩み、相談を包括的に受け止め、きめ細かく対応していきます。
	➢　断らない相談支援体制の推進
	２．年金や社会保険、雇用などに関して、専門家と連携した対応に努めます。
	➢　年金や労務に関する相談体制の充実
	３．多様な情報伝達ツールを効果的に活用し、必要な情報をわかりやすくタイムリーな情報発信を推進します。
	➢　広報紙、ホームページ、SNS など多様な情報伝達ツールを活用した情報発信の強化

基本施策
3　安全・安心な生活環境づくりの推進

目指すべき姿

災害や犯罪などの被害から市民の暮らしが守られ、誰もが地域で安心して暮らせる、安全・安心な環境をつくります。

具体的には、地域内での声かけや見守りを通じた身近な地域での支え合い活動、防犯パトロールや再犯防止支援を機能させます。また、災害時には災害ボランティアセンターの体制強化、自主防災組織の活動支援、避難行動要支援者への避難支援などを進めます。

これにより、平時・有事を問わず、子どもから高齢者まで誰一人取り残されない安全・安心な環境が確立されたまちをつくります。

市民・地域に期待する取組

- 日頃から防犯意識や見守り意識を高め、地域環境づくりに協力します。
- 災害時の準備や情報収集に努め、防災訓練や避難支援を通じて地域防災力向上に努めます。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．地域住民、警察、防犯団体との緊密な連携のもと、防犯パトロールや啓発活動を積極的に推進し、地域全体の防犯意識の高揚に努めます。	
	➢　防犯パトロールや啓発活動の実施	（交通防災課）
	２．犯罪や交通事故から子どもを守るため、地域ボランティア等と連携し、安全安心な環境　整備を推進します。	
	➢　通学路等における見守り体制の推進	（学校教育課）
	３．犯罪の発生を未然に防ぐための環境整備を進めるとともに、罪を犯した人の社会復帰を支援し、再犯防止に向けた取組を推進します。	
	➢　再犯防止の推進　【再犯防止推進計画】	（社会福祉課）
	４．災害に備え、地域の防災活動を促進するとともに、避難支援等が必要な市民への支援体制の構築や避難所の充実など、災害時における市民の安全・安心な環境整備を推進します。	
	➢　自主防災組織の結成促進と防災訓練実施の支援	（交通防災課）
	➢　避難行動要支援者の支援体制構築の推進	（社会福祉課）
	➢　災害時の避難所の充実	（交通防災課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．災害に備え、平常時から市民や関係機関などと連携し、災害ボランティアセンターの運営体制の充実を図ります。 ➢　定期的な災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施 ➢　災害ボランティア登録の推進
	２．身近な見守り体制の構築により、緊急時に早期に対応できる環境整備に努めます。 ➢　身近な見守りネットワークの構築

守谷市再犯防止推進計画

計画策定の背景・位置付け

罪を犯した人や非行のある人の中には、身元保証人の不在や生活困窮、精神的な孤立といった複合的な課題を抱え、社会復帰に困難を来たすケースが見られます。こうした人々が再び罪を犯すことなく地域社会の一員として定着するためには、雇用、住まいの確保など、包括的な支援が不可欠です。

このような背景から、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。本計画は、同法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含して策定することとし、再犯防止の取組を地域共生社会の実現に向けた取組の一環として推進します。

再犯防止を取り巻く現状と課題

全国的に刑法犯検挙人数は減少傾向にあるものの、警察庁の犯罪統計データによると、20 歳以上の検挙人数に占める再犯者の割合（再犯者率）は令和 4 年が 51.0%、令和 5 年が 50.3%、令和 6 年が 49.6%と、約半数を占める高い水準で推移しています。特に、退所後に就労や住居などの生活基盤が確保できない場合や、地域で相談できる相手がおらず孤立してしまう場合に再犯に至るリスクが高いことが指摘されています。

本市においても、罪を犯した人や非行のある人が抱える福祉的ニーズや生活上の課題に早期に対応できるよう、保護司会や更生保護女性会をはじめとする関係団体、福祉・雇用等の専門機関との連携を強化し、就労支援や住まいの確保、地域での温かい見守り体制の構築など、社会復帰に向けた切れ目のない支援を推進していくことが課題となっています。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．学校や地域住民と連携し、犯罪や非行の防止に向けた意識を高める啓発・教育活動を推進します。 ➢　薬物乱用防止や非行防止に関する教育・啓発活動の推進 ➢　社会を明るくする運動等、地域住民を巻き込んだ活動の促進
	２．更生保護活動を行う団体を支援し、活動の認知度の向上や活動の担い手確保等、持続可能な活動を促進します。 ➢　保護司会への財政的支援や活動場所の確保等の環境整備 ➢　多様な媒体を活用した更生保護活動の情報発信
	３．罪を犯した人や非行のある人が自立した生活が送れるよう、住居や就労など包括的な支援を提供します。 ➢　社会復帰に困難を抱える方への自立支援事業

基本施策 4

権利擁護の推進

目指すべき姿

市民一人ひとりの権利と尊厳が確実に守られ、認知症や障がい等により判断能力に不安を抱える方も含め、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせる環境をつくります。

具体的には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用体制を整備し、その普及啓発を積極的に推進します。また、高齢者や障がい者、子ども等に対する権利侵害や虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応に向けた関係機関の連携を徹底します。さらに、福祉教育の推進を通じて、市民一人ひとりが互いの多様性を尊重し、個人の尊厳を守り合う風土を地域全体に醸成します。

これにより、全ての市民の権利と尊厳が保障され、誰もが自分らしい生活を送ることができるまちをつくります。

市民と地域に期待する取組

- 成年後見制度、権利侵害や虐待の防止などに関する理解を深めます。
- 身近な異変に気づき、相談・通報することで、市民一人ひとりの尊厳が守られる地域にします。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．判断能力が十分ではない方が、その意思に基づき安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発を積極的に行い、利用促進に努めることで、権利擁護を強化します。
	➢　成年後見制度の周知と適切な制度利用の支援 【成年後見制度利用促進基本計画】　（健幸長寿課）
	２．高齢者、障がい者、子ども等に対する権利侵害や虐待を未然に防ぐための啓発活動を強化するとともに、問題の早期発見に努め、関係機関と連携した迅速かつ適切な対応を行います。
	➢　権利侵害や虐待の防止に関する啓発・相談支援、虐待等を受けた本人の保護や関係者への支援　（健幸長寿課）（のびのび子育て課）
	３．互いの人権や多様性を尊重し、一人ひとりの権利や意思を大切にする意識を育むための取組を推進します。
	➢　福祉教育の推進　（教育指導課） ➢　ダイバーシティ社会の推進　（人権推進課）

守谷市社会福祉協議会の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．判断能力が十分ではない方が、地域で安心して暮らしていけるよう日常生活の支援を行います。
	➢　日常生活自立支援事業による日常的な金銭管理の推進
	２．高齢者や障がい者への理解を深める機会をつくります。
	➢　児童生徒や教職員に対する福祉体験学習の実施
	３．市や関係機関と連携し、権利擁護の周知及び制度の利用促進を図ります。
	➢　成年後見制度の周知と利用促進 ➢　身寄りのない高齢者への支援の実施

守谷市成年後見制度利用促進基本計画

計画策定の背景・位置付け

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が十分ではない方（以下「本人」という。）の財産管理や契約などを法律面から支援する制度です。今後も、認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、本人が成年後見制度や権利擁護支援を適切に利用できる環境を整え、誰もが地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

こうした背景のもと、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けるとともに、取組の実効性を高めるため、従来の「守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」から分離し、「守谷市地域福祉計画」に包含して一体的に策定します。

なお、成年後見制度については、令和 8 年 6 月に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化し、本人にとって必要な範囲でその利用を可能にすることとなりました。施行は公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

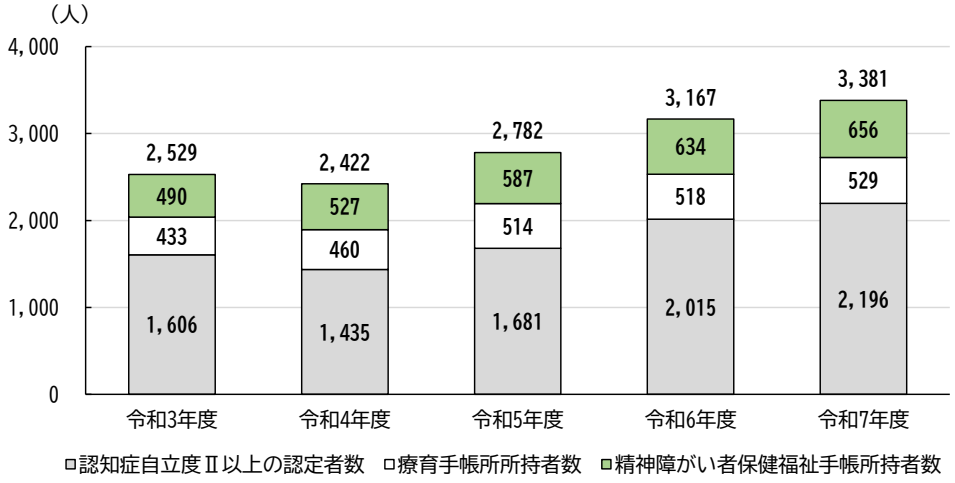
成年後見制度を取り巻く現状と課題

認知症高齢者や知的・精神障がい者の増加に伴い、本人の権利を保護する成年後見制度の果たす役割はますます重要となっています。本市においては、利用者数が年間 60 人前後で推移しており、権利擁護を必要とする市民への継続的な支援が実施されています。

また、相談や申立て支援に関するニーズが継続しているほか、後見等報酬助成の件数についても、令和 5 年度の 2 件から令和 7 年度には 5 件へと増加しています。

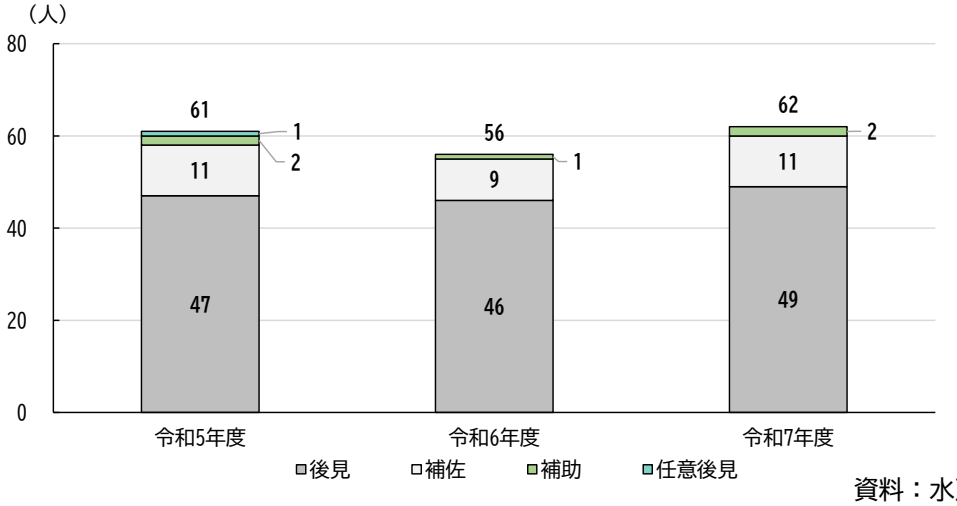
こうした現状を踏まえ、今後は制度を必要とする方が適切に利用できるよう、一層の周知や理解促進を図るとともに、更なる課題への対応が求められています。具体的には、担い手の確保・育成を進めるとともに、身上保護を重視した受任者調整の体制整備や、中核機関等による支援の強化を図る必要があります。また、申立費用や報酬助成の拡充など、適切な制度利用につなげる取組が重要です。さらに、任意後見制度や遺言書作成等を推進するとともに、身寄りのない高齢者等に対する支援など、時代のニーズに応じた支援の検討等、地域全体で権利擁護を支える体制づくりの一層の充実が求められています。

（１）認知症自立度[7]Ⅱ以上の認定者数及び療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



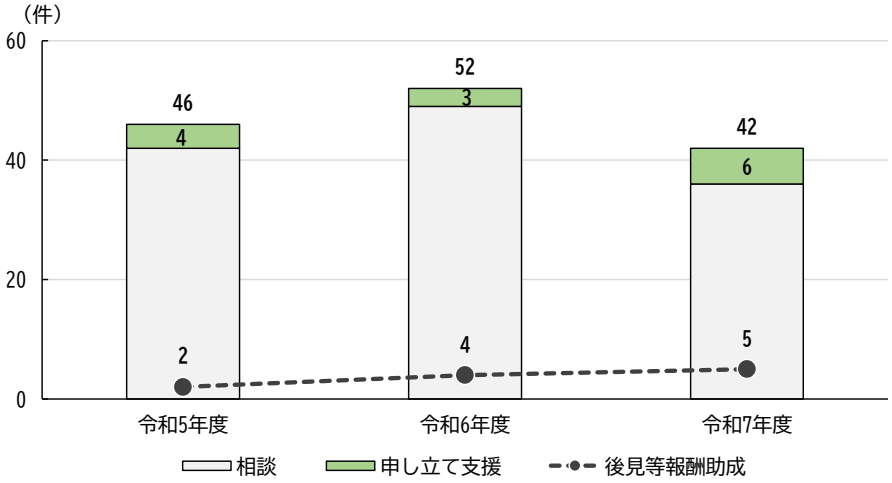
資料：認知症自立度：守谷市介護福祉課　介護認定審査会資料（主治医意見書）（各年度末現在）
療育手帳：健幸長寿課（各年度末現在）
精神障がい者保健福祉手帳：茨城精神保健福祉センター（各年度末現在）

（２）成年後見制度類型別利用者数の推移



資料：水戸家庭裁判所

（３）制度利用における相談・申立て支援及び後見等報酬助成件数の推移

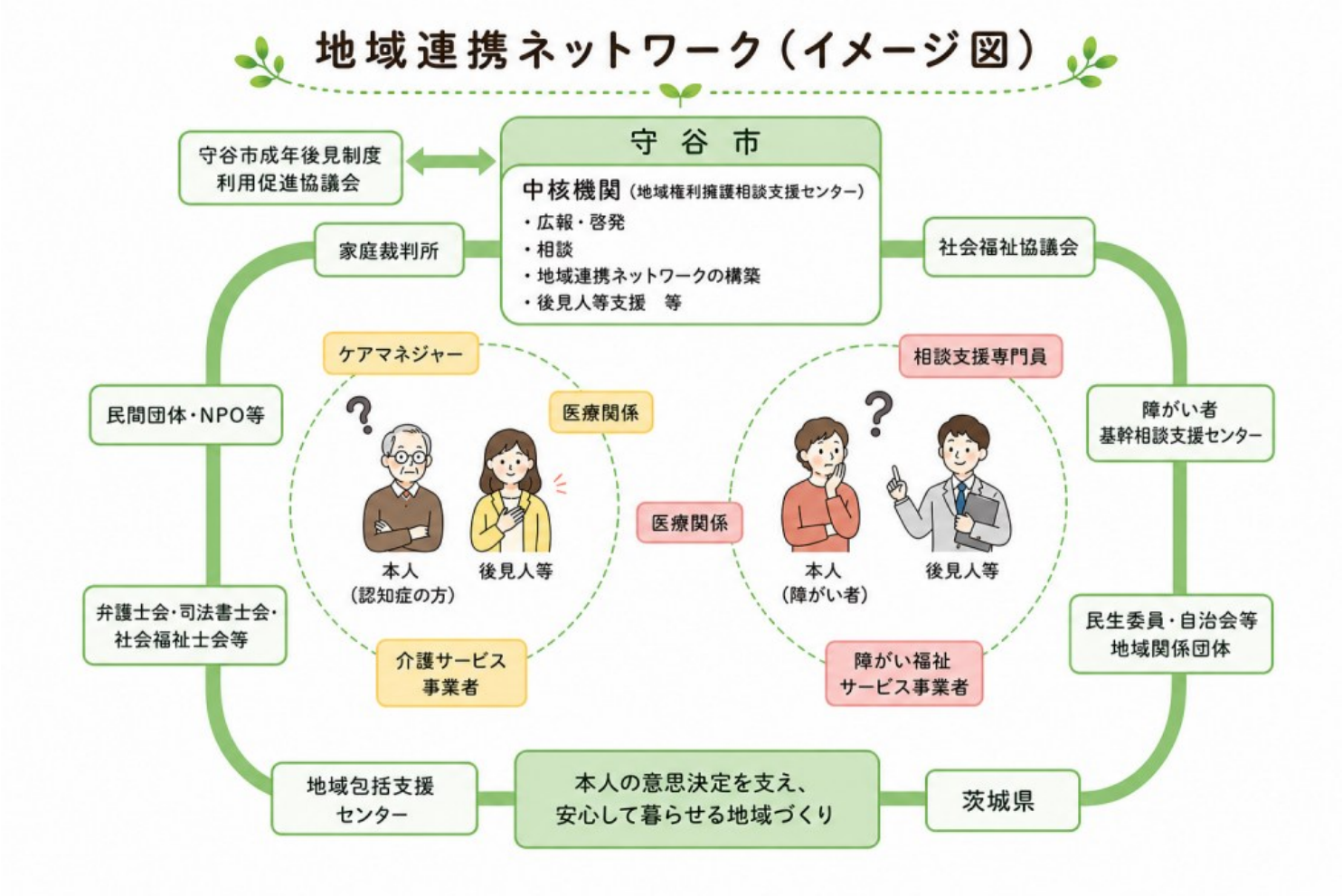


資料：健幸長寿課（各年度末現在）

[7] 認知症自立度：認知症の症状が日常生活にどの程度影響しているのかを 5 つのランクに分類するもの。認知症自立度Ⅱは、日常生活に何らかの支障をきたすような病状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態。

守谷市の取組

施策の方向性 と 主な取組	１．成年後見制度の正しい理解のため、制度の周知と啓発を行います。 ➢　パンフレット作成・配布、講演会等の実施による制度理解と相談窓口の周知
	２．必要な人が適切に制度を利用できるよう、支援体制を整備します。 ➢　法人後見の担い手の確保や市民後見人の養成の推進 ➢　申立て費用や報酬助成の対象者の拡充
	３．頼れる身寄りがいない高齢者等や将来に不安がある人が、地域で安心した生活を継続するための支援体制を構築します。 ➢　任意後見制度や遺言制度の更なる周知、講座等の実施 ➢　身寄りがいない高齢者等に対する支援体制の検討



第４章　計画の推進

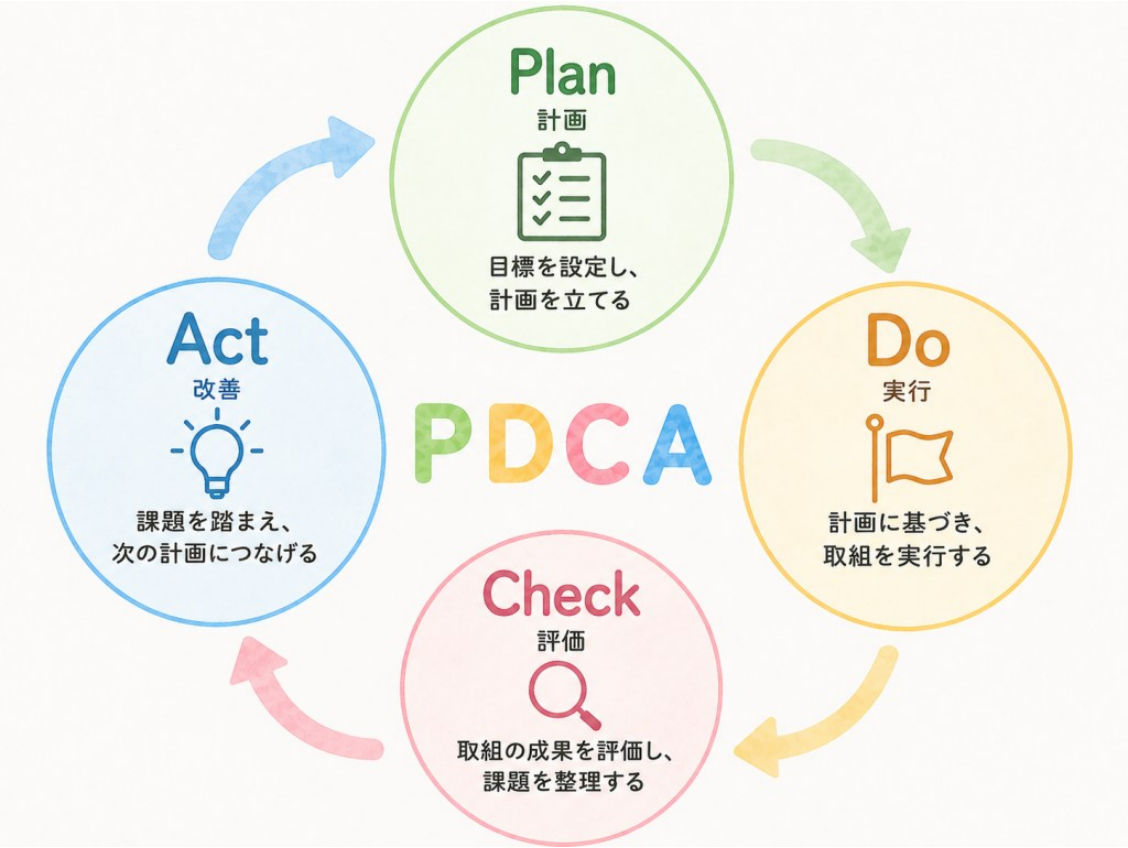
第１節　｜　計画の進行管理

第１節　｜　計画の進行管理

本計画では、その実効性を高めるため、PDCA サイクルによる進行管理を導入します。

PDCA サイクルとは、計画策定（Plan）、施策の実行（Do）、実行結果の点検・評価（Check）、そして評価に基づいた計画の改善（Act）という４つのステップを循環させることで、継続的な業務改善と計画の効果最大化を目指す手法です。

特に、進捗状況の点検・評価（Check）は「守谷市地域福祉推進委員会・守谷市地域福祉計画検討委員会」が担い、その評価結果に応じて計画の見直し（Act）を機動的に実施することで、社会情勢の変化や新たな課題にも柔軟に対応し、計画の継続的な発展を図ります。



資　料　編

１．計画の策定経過

２．守谷市地域福祉推進委員会

３．守谷市地域福祉計画検討委員会

１．計画の策定経過

年月日	項目	主な内容
令和 8 年 3 月 24 日	令和 7 年度第 2 回 地域福祉推進委員会	・第 4 期計画の策定スケジュールの提示
7 月 13 日	令和 8 年度第 1 回 地域福祉計画検討委員会	・第 4 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画 骨子案について
7 月 24 日	令和 8 年度第 1 回 地域福祉推進委員会	・第 4 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画 骨子案について
9 月 16 日	令和 8 年度第 2 回 地域福祉計画検討委員会	・第 4 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案） について
10 月 6 日	令和 8 年度第 2 回 地域福祉推進委員会	・第 4 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案） について
11 月 13 日～ 12 月 13 日	パブリック・コメント	

２．守谷市地域福祉推進委員会

（１）守谷市地域福祉推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　守谷市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び守谷市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の円滑な推進を図るため、守谷市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）計画の進行管理に関する事項

（２）計画の策定及び変更に関する事項

（３）活動計画の進捗状況の把握に関する事項

（４）計画及び活動計画の施策の推進のための支援策の検討
（５）その他計画及び活動計画の推進のため必要と認められる事項
（組織）
第３条　推進委員会は、委員２０人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）まちづくり協議会の福祉担当の代表者
（２）守谷市社会福祉協議会の代表者
（３）民生委員・児童委員の代表者
（４）守谷市自治会連絡協議会の代表者
（５）守谷市 PTA 連絡協議会の代表者
（６）守谷市ボランティア協会の代表者
（７）もりや公益活動促進協会の代表者
（８）守谷市協働のまちづくり推進委員会の代表者
（９）守谷市保健福祉審議会の代表者
（１０）守谷市シニアクラブ連合会の代表者
（１１）障がい福祉団体の代表者
（１２）児童福祉団体の代表者
（１３）市長が特に必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任することができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
３　委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議の招集は市長が行うものとする。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
４　推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（議事録）
第７条　推進委員会は、会議の議事録を作成し、これを公開する。
（謝礼）

第８条　市長は、委員に対して、１日につき５，０００円の謝礼を支給する。

（庶務）

第９条　推進委員会の庶務は、守谷市健幸福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第１０条　この告示に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附　則

１　この告示は、平成２５年２月２７日から施行する。

２　守谷市地域福祉計画策定委員会運営要綱（平成２２年守谷市告示第８２号）は、廃止する。

附　則（平成２７年１月１３日告示第３号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成２８年３月９日告示第１４号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（適用）

２　この告示による改正後の守谷市地域福祉推進委員設置要綱第３条第２項の規定は、この告示の施行の日以後新たに委嘱する委員について適用する。

附　則（平成３１年１月３０日告示第７号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前の守谷市地域福祉推進委員会設置要綱第３条第２項の規定により推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員に委嘱されている者は、この告示の施行の日に改正後の第３条第２項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、この告示の施行の日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附　則（令和４年１月２６日告示第１１号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。ただし、第９条の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前の守谷市地域福祉推進委員会設置要綱第３条第２項の規定により推進委員会（以下「旧委員会」という。）の委員に委嘱されている者は、この告示の施行の日に改正後の第３条第２項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（２）委員名簿（令和〇年〇月〇日現在）

	区分	氏名（敬称略）	備考
1	守谷地区まちづくり協議会	有原　勉	守谷Ｂ地区まちづくりふれあい会 会長
2	高野地区まちづくり協議会	石澤　成浩	高野地区まちづくり協議会 会長
3	大野地区まちづくり協議会	宇佐見　一夫	大野地区まちづくり協議会 地域福祉チーム
4	大井沢地区まちづくり協議会	◎ 森山　克彦	大井沢地区まちづくり協議会 副会長
5	北守谷地区まちづくり協議会	大久保　元正	北守谷地区まちづくり協議会 地域福祉部会　部会長
6	みずき野地区まちづくり協議会	山下　勝博	みずき野地区まちづくり協議会 会長
7	社会福祉協議会の代表者	友松　雅栄	守谷市社会福祉協議会　評議員
8	民生委員・児童委員の代表者 （北地区）	小野寺　忠夫	北地区民生委員児童委員協議会
9	民生委員・児童委員の代表者 （中央地区）	〇 荒川　かつ子	中央地区民生委員児童委員協議会 副会長
10	民生委員・児童委員の代表者 （南地区）	竹尾　弘和	南地区民生委員児童委員協議会
11	自治会連絡協議会の代表者	柗元　敏博	自治会連絡協議会　副会長
12	守谷市 PTA 連絡協議会の代表者	國貞　学	松前台小学校ＰＴＡ会長
13	ボランティア協会の代表者	塚越　恵	守谷市ボランティア協会　副会長
14	もりや公益活動促進協会の 代表者	大塚　宏子	もりや公益活動促進協会　副会長
15	守谷市協働のまちづくり推進 委員会の代表者	山口　健一	守谷市協働まちづくり推進委員会 委員
16	保健福祉審議会の代表者	川名　敏子	守谷市保健福祉審議会　委員
17	シニアクラブ連合会の代表者	大森　房雄	守谷市シニアクラブ連合会　監事 （寿久会会長）
18	障がい福祉団体の代表者	長津　厚子	守谷市障がい児父母の会 代表
19	児童福祉団体の代表者	佐藤　鏡子	守谷ひがし野プレイパークの会

委員長◎、副委員長〇

３．守谷市地域福祉計画検討委員会

（１）守谷市地域福祉計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条第１項の規定により策定する守谷市地域福祉計画について検討するため、守谷市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、守谷市地域福祉計画の策定に必要な調査、研究その他必要な事項を所掌する。

（組織）

第３条　委員会は、市長が任命し、又は委嘱する委員１６人をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）健幸福祉部長
（２）企画課長
（３）社会福祉課長
（４）健幸長寿課長
（５）保健予防課長
（６）介護福祉課長
（７）すくすく保育課長
（８）のびのび子育て課長
（９）おやこ保健課長
（１０）市民協働推進課長
（１１）交通防災課長
（１２）都市計画課長
（１３）学校教育課長
（１４）生涯学習課長
（１５）教育指導課長
（１６）守谷市社会福祉協議会事務局長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は、健幸福祉部長をもって充てる

３　副委員長は、社会福祉課長をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説

明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第６条　委員長は、委員会の検討の結果を推進委員会（守谷市地域福祉推進委員会設置要綱（平成２５年守谷市告示第８号）第１条に規定する推進委員会をいう。）に報告するものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健幸福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この訓令は、発令の日から施行する。

附　則（平成３１年１月３０日訓令第１号）

この訓令は、発令の日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日訓令第６号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日訓令第１１号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月１４日訓令第２号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２１日訓令第１号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１２月１５日訓令第１１号）

この訓令は、発令の日から施行する。

（2）委員名簿（令和〇年〇月〇日現在）

	課名・役職	氏名
1	健幸福祉部長	◎ 羽田　統由
2	企画課長	野部　美穂子
3	社会福祉課長	〇 高橋　哲也
4	健幸長寿課長	森山　範彦
5	保健予防課長	倉持　誠
6	介護福祉課長	長塚　律子
7	すくすく保育課長	前川　岳人
8	のびのび子育て課長	石川　みどり
9	おやこ保健課長	笠見　正美
10	市民協働推進課長	中山　隆史
11	交通防災課長	福島　敦
12	都市計画課長	笠川　輝章
13	学校教育課長	染谷　真人
14	生涯学習課長	福島　晶子
15	教育指導課長	鈴木　優子
16	守谷市社会福祉協議会事務局長	髙橋　啓子

委員長◎、副委員長〇

第 4 期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画
（令和 9 年度～令和 13 年度）

令和 9 年 3 月発行

発 行

■ 守谷市健幸福祉部社会福祉課
〒302-0198
茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
ＴＥＬ：0297－45－1111

■ 社会福祉法人　守谷市社会福祉協議会
〒302-0101
茨城県守谷市板戸井 2418
もりや学びの里内
ＴＥＬ：0297－45－0088

裏表紙